

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（北海道旅客鉄道株式会社線における運賃改定等に伴う改正）

現 行	改 正
(前略)	(前略)
(学生割引証)	(学生割引証)
<p>第 29 条 指定学校の学生又は生徒は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、その在籍する指定学校の代表者から割引証の番号・学校種別又は指定番号・部科及び学年（又は年次）・学生証、生徒証又は児童証等（以下「証明書」という。）の番号・使用者の氏名及び年齢・有効期限（通信による教育を行う学校にあっては、有効期間）・発行年月日・学校所在地（通信による教育を行う学校にあっては、面接授業又は試験会場の所在地を含む。）、学校名並びに学校代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された学校学生生徒旅客運賃割引証の交付を受け、それに乗車区間及び乗車券の種類を記入して提出するものとする。</p>	<p>第 29 条 指定学校の学生又は生徒は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、その在籍する指定学校の代表者から割引証の番号・学校種別又は指定番号・部科及び学年（又は年次）・学生証、生徒証又は児童証等（以下「証明書」という。）の番号・使用者の氏名及び年齢・有効期限（通信による教育を行う学校にあっては、有効期間）・発行年月日・学校所在地（通信による教育を行う学校にあっては、面接授業又は試験会場の所在地を含む。）、学校名並びに学校代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された学校学生生徒旅客運賃割引証の交付を受け、それに乗車区間及び乗車券の種類を記入して提出するものとする。</p>
(中略)	(中略)
<p>3 学校学生生徒旅客運賃割引証の有効<u>期間</u>は、一般学校用のものにあつては発行の日から 3 箇月間、通信教育学校用のものにあつては面接授業又は試験期間の初日の 10 日前から終了日の 5 日後までの期間とする。ただし、一般学校用のもので、学校及び救護施設指定取扱規則第 11 条第 3 項又は同条第 4 項の規定による有効開始日又は有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。</p>	<p>3 学校学生生徒旅客運賃割引証の有効<u>期限</u> (<u>通信による教育を行う学校にあっては、有効期間</u>) は、一般学校用のものにあつては発行の日から 3 箇月間、通信教育学校用のものにあつては面接授業又は試験期間の初日の 10 日前から終了日の 5 日後までの期間とする。ただし、一般学校用のもので、学校及び救護施設指定取扱規則第 11 条第 3 項又は同条第 4 項の規定による有効開始日又は有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。</p>
(中略)	(中略)
(急行券の発売)	(急行券の発売)
<p>第 57 条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p>	<p>第 57 条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p>
<p>(1) 特別急行券</p>	<p>(1) 特別急行券</p>
(中略)	(中略)
<p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして 1 枚の急行券を発売する。</p>	<p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして 1 枚の急行券を発売する。</p>

現 行	改 正
<p>(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・敦賀間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(7) 京都・鳥取間及び新大阪・鳥取間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、福知山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、京都・福知山間の特別急行列車の停車駅と新大阪・福知山間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p> <p><u>(8) 博多・宮崎空港間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、別府駅又は大分駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、久大本線若しくは豊肥本線を経由して運転する特別急行列車又は全車両特別車両にて運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。</u></p> <p>(9) 札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(10) 武雄温泉・長崎間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(特別車両券の発売)</p> <p>第58条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 特別車両券(A)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車の特別車両に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の特別車両券を発売す</p>	<p>(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・敦賀間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(7) 京都・鳥取間及び新大阪・鳥取間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、福知山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、京都・福知山間の特別急行列車の停車駅と新大阪・福知山間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(8) 札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(9) 武雄温泉・長崎間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(特別車両券の発売)</p> <p>第58条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 特別車両券(A)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車の特別車両に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の特別車両券を発売す</p>

現 行	改 正
<p>る。</p> <p>(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・敦賀間の新幹線の2個以上の特別急行列車の特別車両（個室を除く。）に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(7) 京都・鳥取間及び新大阪・鳥取間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、福知山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、京都・福知山間の特別急行列車の停車駅と新大阪・福知山間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p> <p><u>(8) 博多・宮崎空港間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両（個室及びDXグリーンを除く。）に乗車する場合であって、別府駅又は大分駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、久大本線若しくは豊肥本線を經由して運転する特別急行列車の特別車両又は全車両特別車両にて運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。</u></p> <p>(9) 札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(旅客運賃・料金計算上の営業キロ等の計算方)</p> <p>第 68 条 営業キロ又は擬制キロを使用して旅客運賃を計算する場合は、別に定める場合を除いて、次の各号により営業キロ又は擬制キロを通算して計算する。</p> <p>(1) 営業キロ又は擬制キロは、同一方向に連続する場合に限り、これを通算する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>4 前各項の規定により、旅客運賃・料金を計算する場合で次の各号の1に該当す</p>	<p>る。</p> <p>(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・敦賀間の新幹線の2個以上の特別急行列車の特別車両（個室を除く。）に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(7) 京都・鳥取間及び新大阪・鳥取間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、福知山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、京都・福知山間の特別急行列車の停車駅と新大阪・福知山間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(8) 札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(旅客運賃・料金計算上の営業キロ等の計算方)</p> <p>第 68 条 営業キロ又は擬制キロを使用して旅客運賃を計算する場合は、別に定める場合を除いて、次の各号により営業キロ又は擬制キロを通算して計算する。</p> <p>(1) 営業キロ又は擬制キロは、同一方向に連続する場合に限り、これを通算する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>4 前各項の規定により、旅客運賃・料金を計算する場合で次の各号の1に該当す</p>

現 行	改 正																						
<p>るときは、当該各号に定めるところによって計算する。</p> <p>(1) 計算経路が環状線1周となる場合は、環状線1周となる駅の前後の区間の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを打ち切って計算する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 新下関・博多間の新幹線の一部又は全部と同区間の山陽本線及び鹿児島本線の一部又は全部とを相互に直接乗り継ぐ場合は、次により計算する。</p> <p>ア 山陽本線中新下関・門司間及び鹿児島本線中門司・小倉間の一部又は全部(同区間と同区間以外の区間をまたがる場合を含む。)と山陽本線(新幹線)中新下関・小倉間(同区間と同区間以外の区間をまたがる場合を含む。)とを新下関又は小倉で相互に直接乗り継ぐ場合は、新下関又は小倉で営業キロ又は運賃計算キロを打ち切って計算する。</p> <p>イ 鹿児島本線中小倉・博多間の一部又は全部(同区間と同区間以外の区間をまたがる場合を含む。)と鹿児島本線(新幹線)中小倉・博多間(同区間と同区間以外の区間をまたがる場合を含む。)とを小倉又は博多で相互に直接乗り継ぐ場合は、小倉又は博多で営業キロ又は運賃計算キロを打ち切って計算する。</p> <p>(中略)</p> <p>(北海道旅客鉄道会社内の幹線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第77条の2 北海道旅客鉄道会社内の幹線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 営業キロが11キロメートルから100キロメートルまでの場合</p> <table border="0" data-bbox="224 1101 1097 1388"> <thead> <tr> <th>営業キロの区間</th> <th>大人片道普通旅客運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15キロメートルまで</td> <td>340円</td> </tr> <tr> <td>15キロメートルを超え、30キロメートルまで</td> <td>5キロメートルまでを増すごとに100円加算</td> </tr> <tr> <td>30キロメートルを超え、35キロメートルまで</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td>35キロメートルを超え、45キロメートルまで</td> <td>5キロメートルまでを増</td> </tr> </tbody> </table>	営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃	15キロメートルまで	340円	15キロメートルを超え、30キロメートルまで	5キロメートルまでを増すごとに100円加算	30キロメートルを超え、35キロメートルまで	750円	35キロメートルを超え、45キロメートルまで	5キロメートルまでを増	<p>るときは、当該各号に定めるところによって計算する。</p> <p>(1) 計算経路が環状線1周となる場合は、環状線1周となる駅の前後の区間の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを打ち切って計算する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 新下関・博多間の新幹線の一部又は全部と同区間の山陽本線及び鹿児島本線の一部又は全部とを相互に直接乗り継ぐ場合は、次により計算する。</p> <p>イ 山陽本線中新下関・門司間及び鹿児島本線中門司・小倉間の一部又は全部(同区間と同区間以外の区間をまたがる場合を含む。)と山陽本線(新幹線)中新下関・小倉間(同区間と同区間以外の区間をまたがる場合を含む。)とを新下関又は小倉で相互に直接乗り継ぐ場合は、新下関又は小倉で営業キロ又は運賃計算キロを打ち切って計算する。</p> <p>ロ 鹿児島本線中小倉・博多間の一部又は全部(同区間と同区間以外の区間をまたがる場合を含む。)と鹿児島本線(新幹線)中小倉・博多間(同区間と同区間以外の区間をまたがる場合を含む。)とを小倉又は博多で相互に直接乗り継ぐ場合は、小倉又は博多で営業キロ又は運賃計算キロを打ち切って計算する。</p> <p>(中略)</p> <p>(北海道旅客鉄道会社内の幹線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第77条の2 北海道旅客鉄道会社内の幹線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 営業キロが11キロメートルから100キロメートルまでの場合</p> <table border="0" data-bbox="1209 1101 2083 1388"> <thead> <tr> <th>営業キロの区間</th> <th>大人片道普通旅客運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15キロメートルまで</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td>15キロメートルを超え、25キロメートルまで</td> <td>5キロメートルまでを増すごとに110円加算</td> </tr> <tr> <td>25キロメートルを超え、30キロメートルまで</td> <td>680円</td> </tr> <tr> <td>30キロメートルを超え、35キロメートルまで</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>35キロメートルを超え、45キロメートルまで</td> <td>5キロメートルまでを増</td> </tr> </tbody> </table>	営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃	15キロメートルまで	360円	15キロメートルを超え、25キロメートルまで	5キロメートルまでを増すごとに110円加算	25キロメートルを超え、30キロメートルまで	680円	30キロメートルを超え、35キロメートルまで	800円	35キロメートルを超え、45キロメートルまで	5キロメートルまでを増
営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃																						
15キロメートルまで	340円																						
15キロメートルを超え、30キロメートルまで	5キロメートルまでを増すごとに100円加算																						
30キロメートルを超え、35キロメートルまで	750円																						
35キロメートルを超え、45キロメートルまで	5キロメートルまでを増																						
営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃																						
15キロメートルまで	360円																						
15キロメートルを超え、25キロメートルまで	5キロメートルまでを増すごとに110円加算																						
25キロメートルを超え、30キロメートルまで	680円																						
30キロメートルを超え、35キロメートルまで	800円																						
35キロメートルを超え、45キロメートルまで	5キロメートルまでを増																						

現 行	改 正
<p style="text-align: right;">すごとに <u>110</u>円加算</p> <p>45 キロメートルを超え、50 キロメートルまで <u>1,130</u> 円</p> <p>50 キロメートルを超え、60 キロメートルまで <u>1,290</u> 円</p> <p>60 キロメートルを超え、70 キロメートルまで <u>1,490</u> 円</p> <p>70 キロメートルを超え、80 キロメートルまで <u>1,680</u> 円</p> <p>80 キロメートルを超え、90 キロメートルまで <u>1,890</u> 円</p> <p>90 キロメートルを超え、100 キロメートルま で <u>2,100</u> 円</p>	<p style="text-align: right;">すごとに <u>120</u>円加算</p> <p>45 キロメートルを超え、50 キロメートルまで <u>1,210</u> 円</p> <p>50 キロメートルを超え、60 キロメートルまで <u>1,380</u> 円</p> <p>60 キロメートルを超え、70 キロメートルまで <u>1,590</u> 円</p> <p>70 キロメートルを超え、80 キロメートルまで <u>1,800</u> 円</p> <p>80 キロメートルを超え、90 キロメートルまで <u>2,020</u> 円</p> <p>90 キロメートルを超え、100 キロメートルま で <u>2,240</u> 円</p>
<p>(2) 営業キロが 100 キロメートルを超える場合</p> <p>発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、各その営業キロに対する賃率により、第 77 条第 1 項並びに同条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定を適用して計算した額とする。</p> <p>200 キロメートル以下の営業キロ</p> <p style="padding-left: 40px;">(第 1 地帯) 1 キロメートルにつき <u>19</u>円 <u>70</u>銭</p> <p>200 キロメートルを超え、</p> <p>300 キロメートル以下の営業キロ</p> <p style="padding-left: 40px;">(第 2 地帯) 1 キロメートルにつき 16 円 <u>20</u>銭</p> <p>300 キロメートルを超え、</p> <p>600 キロメートル以下の営業キロ</p> <p style="padding-left: 40px;">(第 3 地帯) 1 キロメートルにつき 12 円 <u>85</u>銭</p> <p>600 キロメートルを超える営業キロ</p> <p style="padding-left: 40px;">(第 4 地帯) 1 キロメートルにつき 7 円 05 銭</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>(2) 営業キロが 100 キロメートルを超える場合</p> <p>発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、各その営業キロに対する賃率により、第 77 条第 1 項並びに同条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定を適用して計算した額とする。</p> <p>200 キロメートル以下の営業キロ</p> <p style="padding-left: 40px;">(第 1 地帯) 1 キロメートルにつき <u>21</u>円 <u>16</u>銭</p> <p>200 キロメートルを超え、</p> <p>300 キロメートル以下の営業キロ</p> <p style="padding-left: 40px;">(第 2 地帯) 1 キロメートルにつき 16 円 <u>36</u>銭</p> <p>300 キロメートルを超え、</p> <p>600 キロメートル以下の営業キロ</p> <p style="padding-left: 40px;">(第 3 地帯) 1 キロメートルにつき 12 円 <u>83</u>銭</p> <p>600 キロメートルを超える営業キロ</p> <p style="padding-left: 40px;">(第 4 地帯) 1 キロメートルにつき 7 円 05 銭</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>
<p>(四国旅客鉄道会社内の幹線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第 77 条の 3 四国旅客鉄道会社内の幹線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 営業キロが 11 キロメートルから 100 キロメートルまでの場合</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>(四国旅客鉄道会社内の幹線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第 77 条の 3 四国旅客鉄道会社内の幹線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 営業キロが 11 キロメートルから 100 キロメートルまでの場合</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>

現 行	改 正																																								
<p>(2) 営業キロが 100 キロメートルを超える場合 発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、各その営業キロに対する賃率により、第 77 条第 1 項並びに同条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定を適用して計算した額とする。</p> <p><u>100 キロメートルを超え、</u> 200 キロメートル以下の営業キロ (第 1 地帯) 1 キロメートルにつき 19 円 20 銭 (中略)</p> <p>(九州旅客鉄道会社内の幹線内相互発着の大人片道普通旅客運賃) 第 77 条の 4 九州旅客鉄道会社内の幹線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 営業キロが 11 キロメートルから 100 キロメートルまでの場合</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">営業キロの区間</th> <th style="text-align: center;">大人片道普通旅客運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15 キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;"><u>280</u> 円</td> </tr> <tr> <td>15 キロメートルを超え、25 キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">5 キロメートルまでを増すごとに <u>100</u> 円加算</td> </tr> <tr> <td>25 キロメートルを超え、35 キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">5 キロメートルまでを増すごとに <u>90</u> 円加算</td> </tr> <tr> <td>35 キロメートルを超え、<u>45</u> キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;"><u>5 キロメートルまでを増すごとに 100 円加算</u></td> </tr> <tr> <td>45 キロメートルを超え、50 キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;"><u>950</u> 円</td> </tr> <tr> <td>50 キロメートルを超え、70 キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">10 キロメートルまでを増すごとに <u>180</u> 円加算</td> </tr> <tr> <td>70 キロメートルを超え、80 キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;"><u>1,500</u> 円</td> </tr> <tr> <td>80 キロメートルを超え、<u>90</u> キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;"><u>1,680</u> 円</td> </tr> <tr> <td><u>90 キロメートルを超え、100 キロメートルま</u></td> <td style="text-align: right;"><u>1,850</u> 円</td> </tr> </tbody> </table>	営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃	15 キロメートルまで	<u>280</u> 円	15 キロメートルを超え、25 キロメートルまで	5 キロメートルまでを増すごとに <u>100</u> 円加算	25 キロメートルを超え、35 キロメートルまで	5 キロメートルまでを増すごとに <u>90</u> 円加算	35 キロメートルを超え、 <u>45</u> キロメートルまで	<u>5 キロメートルまでを増すごとに 100 円加算</u>	45 キロメートルを超え、50 キロメートルまで	<u>950</u> 円	50 キロメートルを超え、70 キロメートルまで	10 キロメートルまでを増すごとに <u>180</u> 円加算	70 キロメートルを超え、80 キロメートルまで	<u>1,500</u> 円	80 キロメートルを超え、 <u>90</u> キロメートルまで	<u>1,680</u> 円	<u>90 キロメートルを超え、100 キロメートルま</u>	<u>1,850</u> 円	<p>(2) 営業キロが 100 キロメートルを超える場合 発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、各その営業キロに対する賃率により、第 77 条第 1 項並びに同条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定を適用して計算した額とする。</p> <p>200 キロメートル以下の営業キロ (第 1 地帯) 1 キロメートルにつき 19 円 20 銭 (中略)</p> <p>(九州旅客鉄道会社内の幹線内相互発着の大人片道普通旅客運賃) 第 77 条の 4 九州旅客鉄道会社内の幹線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 営業キロが 11 キロメートルから 100 キロメートルまでの場合</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">営業キロの区間</th> <th style="text-align: center;">大人片道普通旅客運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15 キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;"><u>340</u> 円</td> </tr> <tr> <td>15 キロメートルを超え、25 キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">5 キロメートルまでを増すごとに <u>110</u> 円加算</td> </tr> <tr> <td>25 キロメートルを超え、35 キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">5 キロメートルまでを増すごとに <u>100</u> 円加算</td> </tr> <tr> <td>35 キロメートルを超え、<u>40</u> キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;"><u>870</u> 円</td> </tr> <tr> <td><u>40 キロメートルを超え、45 キロメートルまで</u></td> <td style="text-align: right;"><u>990</u> 円</td> </tr> <tr> <td>45 キロメートルを超え、50 キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;"><u>1,090</u> 円</td> </tr> <tr> <td>50 キロメートルを超え、70 キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">10 キロメートルまでを増すごとに <u>210</u> 円加算</td> </tr> <tr> <td>70 キロメートルを超え、80 キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;"><u>1,730</u> 円</td> </tr> <tr> <td>80 キロメートルを超え、<u>100</u> キロメートルま で</td> <td style="text-align: right;"><u>10 キロメートルまでを増すごとに 200 円加算</u></td> </tr> </tbody> </table>	営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃	15 キロメートルまで	<u>340</u> 円	15 キロメートルを超え、25 キロメートルまで	5 キロメートルまでを増すごとに <u>110</u> 円加算	25 キロメートルを超え、35 キロメートルまで	5 キロメートルまでを増すごとに <u>100</u> 円加算	35 キロメートルを超え、 <u>40</u> キロメートルまで	<u>870</u> 円	<u>40 キロメートルを超え、45 キロメートルまで</u>	<u>990</u> 円	45 キロメートルを超え、50 キロメートルまで	<u>1,090</u> 円	50 キロメートルを超え、70 キロメートルまで	10 キロメートルまでを増すごとに <u>210</u> 円加算	70 キロメートルを超え、80 キロメートルまで	<u>1,730</u> 円	80 キロメートルを超え、 <u>100</u> キロメートルま で	<u>10 キロメートルまでを増すごとに 200 円加算</u>
営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃																																								
15 キロメートルまで	<u>280</u> 円																																								
15 キロメートルを超え、25 キロメートルまで	5 キロメートルまでを増すごとに <u>100</u> 円加算																																								
25 キロメートルを超え、35 キロメートルまで	5 キロメートルまでを増すごとに <u>90</u> 円加算																																								
35 キロメートルを超え、 <u>45</u> キロメートルまで	<u>5 キロメートルまでを増すごとに 100 円加算</u>																																								
45 キロメートルを超え、50 キロメートルまで	<u>950</u> 円																																								
50 キロメートルを超え、70 キロメートルまで	10 キロメートルまでを増すごとに <u>180</u> 円加算																																								
70 キロメートルを超え、80 キロメートルまで	<u>1,500</u> 円																																								
80 キロメートルを超え、 <u>90</u> キロメートルまで	<u>1,680</u> 円																																								
<u>90 キロメートルを超え、100 キロメートルま</u>	<u>1,850</u> 円																																								
営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃																																								
15 キロメートルまで	<u>340</u> 円																																								
15 キロメートルを超え、25 キロメートルまで	5 キロメートルまでを増すごとに <u>110</u> 円加算																																								
25 キロメートルを超え、35 キロメートルまで	5 キロメートルまでを増すごとに <u>100</u> 円加算																																								
35 キロメートルを超え、 <u>40</u> キロメートルまで	<u>870</u> 円																																								
<u>40 キロメートルを超え、45 キロメートルまで</u>	<u>990</u> 円																																								
45 キロメートルを超え、50 キロメートルまで	<u>1,090</u> 円																																								
50 キロメートルを超え、70 キロメートルまで	10 キロメートルまでを増すごとに <u>210</u> 円加算																																								
70 キロメートルを超え、80 キロメートルまで	<u>1,730</u> 円																																								
80 キロメートルを超え、 <u>100</u> キロメートルま で	<u>10 キロメートルまでを増すごとに 200 円加算</u>																																								

現 行	改 正																																																										
<p><u>で</u></p> <p>(2) 営業キロが100キロメートルを超える場合 発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、各その営業キロに対する賃率により、第77条第1項並びに同条第2項第3号及び第4号の規定を適用して計算した額とする。</p> <p><u>100キロメートルを超え、</u></p> <table border="0"> <tr> <td>300キロメートル以下の営業キロ (第1地帯)</td> <td>1キロメートルにつき</td> <td><u>17</u>円75銭</td> </tr> <tr> <td>300キロメートルを超え、 600キロメートル以下の営業キロ (第2地帯)</td> <td>1キロメートルにつき</td> <td>12円85銭</td> </tr> <tr> <td>600キロメートルを超える営業キロ (第3地帯)</td> <td>1キロメートルにつき</td> <td>7円05銭</td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <p>(北海道旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第77条の6 北海道旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 営業キロが11キロメートルから100キロメートルまでの場合</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>営業キロの区間</th> <th>大人片道普通旅客運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>15キロメートルまで</td><td><u>340</u>円</td></tr> <tr><td>15キロメートルを超え、20キロメートルまで</td><td><u>440</u>円</td></tr> <tr><td>20キロメートルを超え、23キロメートルまで</td><td><u>540</u>円</td></tr> <tr><td>23キロメートルを超え、28キロメートルまで</td><td><u>640</u>円</td></tr> <tr><td>28キロメートルを超え、32キロメートルまで</td><td><u>750</u>円</td></tr> <tr><td>32キロメートルを超え、37キロメートルまで</td><td><u>860</u>円</td></tr> <tr><td>37キロメートルを超え、41キロメートルまで</td><td><u>970</u>円</td></tr> <tr><td>41キロメートルを超え、46キロメートルまで</td><td><u>1,130</u>円</td></tr> <tr><td>46キロメートルを超え、55キロメートルまで</td><td><u>1,290</u>円</td></tr> </tbody> </table>	300キロメートル以下の営業キロ (第1地帯)	1キロメートルにつき	<u>17</u> 円75銭	300キロメートルを超え、 600キロメートル以下の営業キロ (第2地帯)	1キロメートルにつき	12円85銭	600キロメートルを超える営業キロ (第3地帯)	1キロメートルにつき	7円05銭	営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃	15キロメートルまで	<u>340</u> 円	15キロメートルを超え、20キロメートルまで	<u>440</u> 円	20キロメートルを超え、23キロメートルまで	<u>540</u> 円	23キロメートルを超え、28キロメートルまで	<u>640</u> 円	28キロメートルを超え、32キロメートルまで	<u>750</u> 円	32キロメートルを超え、37キロメートルまで	<u>860</u> 円	37キロメートルを超え、41キロメートルまで	<u>970</u> 円	41キロメートルを超え、46キロメートルまで	<u>1,130</u> 円	46キロメートルを超え、55キロメートルまで	<u>1,290</u> 円	<p>(2) 営業キロが100キロメートルを超える場合 発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、各その営業キロに対する賃率により、第77条第1項並びに同条第2項第3号及び第4号の規定を適用して計算した額とする。</p> <table border="0"> <tr> <td>300キロメートル以下の営業キロ (第1地帯)</td> <td>1キロメートルにつき</td> <td><u>19</u>円75銭</td> </tr> <tr> <td>300キロメートルを超え、 600キロメートル以下の営業キロ (第2地帯)</td> <td>1キロメートルにつき</td> <td>12円85銭</td> </tr> <tr> <td>600キロメートルを超える営業キロ (第3地帯)</td> <td>1キロメートルにつき</td> <td>7円05銭</td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <p>(北海道旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第77条の6 北海道旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 営業キロが11キロメートルから100キロメートルまでの場合</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>営業キロの区間</th> <th>大人片道普通旅客運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>15キロメートルまで</td><td><u>360</u>円</td></tr> <tr><td>15キロメートルを超え、20キロメートルまで</td><td><u>470</u>円</td></tr> <tr><td>20キロメートルを超え、23キロメートルまで</td><td><u>580</u>円</td></tr> <tr><td>23キロメートルを超え、28キロメートルまで</td><td><u>680</u>円</td></tr> <tr><td>28キロメートルを超え、32キロメートルまで</td><td><u>800</u>円</td></tr> <tr><td>32キロメートルを超え、37キロメートルまで</td><td><u>920</u>円</td></tr> <tr><td>37キロメートルを超え、41キロメートルまで</td><td><u>1,040</u>円</td></tr> <tr><td>41キロメートルを超え、46キロメートルまで</td><td><u>1,210</u>円</td></tr> <tr><td>46キロメートルを超え、55キロメートルまで</td><td><u>1,380</u>円</td></tr> </tbody> </table>	300キロメートル以下の営業キロ (第1地帯)	1キロメートルにつき	<u>19</u> 円75銭	300キロメートルを超え、 600キロメートル以下の営業キロ (第2地帯)	1キロメートルにつき	12円85銭	600キロメートルを超える営業キロ (第3地帯)	1キロメートルにつき	7円05銭	営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃	15キロメートルまで	<u>360</u> 円	15キロメートルを超え、20キロメートルまで	<u>470</u> 円	20キロメートルを超え、23キロメートルまで	<u>580</u> 円	23キロメートルを超え、28キロメートルまで	<u>680</u> 円	28キロメートルを超え、32キロメートルまで	<u>800</u> 円	32キロメートルを超え、37キロメートルまで	<u>920</u> 円	37キロメートルを超え、41キロメートルまで	<u>1,040</u> 円	41キロメートルを超え、46キロメートルまで	<u>1,210</u> 円	46キロメートルを超え、55キロメートルまで	<u>1,380</u> 円
300キロメートル以下の営業キロ (第1地帯)	1キロメートルにつき	<u>17</u> 円75銭																																																									
300キロメートルを超え、 600キロメートル以下の営業キロ (第2地帯)	1キロメートルにつき	12円85銭																																																									
600キロメートルを超える営業キロ (第3地帯)	1キロメートルにつき	7円05銭																																																									
営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃																																																										
15キロメートルまで	<u>340</u> 円																																																										
15キロメートルを超え、20キロメートルまで	<u>440</u> 円																																																										
20キロメートルを超え、23キロメートルまで	<u>540</u> 円																																																										
23キロメートルを超え、28キロメートルまで	<u>640</u> 円																																																										
28キロメートルを超え、32キロメートルまで	<u>750</u> 円																																																										
32キロメートルを超え、37キロメートルまで	<u>860</u> 円																																																										
37キロメートルを超え、41キロメートルまで	<u>970</u> 円																																																										
41キロメートルを超え、46キロメートルまで	<u>1,130</u> 円																																																										
46キロメートルを超え、55キロメートルまで	<u>1,290</u> 円																																																										
300キロメートル以下の営業キロ (第1地帯)	1キロメートルにつき	<u>19</u> 円75銭																																																									
300キロメートルを超え、 600キロメートル以下の営業キロ (第2地帯)	1キロメートルにつき	12円85銭																																																									
600キロメートルを超える営業キロ (第3地帯)	1キロメートルにつき	7円05銭																																																									
営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃																																																										
15キロメートルまで	<u>360</u> 円																																																										
15キロメートルを超え、20キロメートルまで	<u>470</u> 円																																																										
20キロメートルを超え、23キロメートルまで	<u>580</u> 円																																																										
23キロメートルを超え、28キロメートルまで	<u>680</u> 円																																																										
28キロメートルを超え、32キロメートルまで	<u>800</u> 円																																																										
32キロメートルを超え、37キロメートルまで	<u>920</u> 円																																																										
37キロメートルを超え、41キロメートルまで	<u>1,040</u> 円																																																										
41キロメートルを超え、46キロメートルまで	<u>1,210</u> 円																																																										
46キロメートルを超え、55キロメートルまで	<u>1,380</u> 円																																																										

現 行	改 正
55 キロメートルを超え、64 キロメートルまで <u>1,490</u> 円	55 キロメートルを超え、64 キロメートルまで <u>1,590</u> 円
64 キロメートルを超え、73 キロメートルまで <u>1,680</u> 円	64 キロメートルを超え、73 キロメートルまで <u>1,800</u> 円
73 キロメートルを超え、82 キロメートルまで <u>1,890</u> 円	73 キロメートルを超え、82 キロメートルまで <u>2,020</u> 円
82 キロメートルを超え、91 キロメートルまで <u>2,100</u> 円	82 キロメートルを超え、91 キロメートルまで <u>2,240</u> 円
91 キロメートルを超え、100 キロメートルまで <u>2,320</u> 円	91 キロメートルを超え、100 キロメートルまで <u>2,480</u> 円
(2) 営業キロが 100 キロメートルを超える場合 発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、各その営業キロに対する賃率により、第 77 条第 1 項並びに前条第 2 項の規定を適用して計算した額とする。	(2) 営業キロが 100 キロメートルを超える場合 発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、各その営業キロに対する賃率により、第 77 条第 1 項並びに前条第 2 項の規定を適用して計算した額とする。
182 キロメートル以下の営業キロ (第 1 地帯) 1 キロメートルにつき <u>21 円 60 銭</u>	182 キロメートル以下の営業キロ (第 1 地帯) 1 キロメートルにつき <u>23 円 11 銭</u>
182 キロメートルを超え、 273 キロメートル以下の営業キロ (第 2 地帯) 1 キロメートルにつき <u>17 円 80 銭</u>	182 キロメートルを超え、 273 キロメートル以下の営業キロ (第 2 地帯) 1 キロメートルにつき <u>18 円 35 銭</u>
273 キロメートルを超え、 546 キロメートル以下の営業キロ (第 3 地帯) 1 キロメートルにつき 14 円 <u>10 銭</u>	273 キロメートルを超え、 546 キロメートル以下の営業キロ (第 3 地帯) 1 キロメートルにつき 14 円 <u>02 銭</u>
546 キロメートルを超える営業キロ (第 4 地帯) 1 キロメートルにつき 7 円 <u>70 銭</u> (中略)	546 キロメートルを超える営業キロ (第 4 地帯) 1 キロメートルにつき 7 円 <u>72 銭</u> (中略)
(九州旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃) 第 77 条の 8 九州旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃は、発着区間の擬制キロにより、第 77 条の 4 に規定した額を適用する。	(九州旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃) 第 77 条の 8 九州旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃は、発着区間の擬制キロにより、第 77 条の 4 に規定した額を適用する。
2 前項の規定にかかわらず、地方交通線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃のうち、次に定める擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間の大人片道普通旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。	2 前項の規定にかかわらず、地方交通線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃のうち、次に定める擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間の大人片道普通旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。
擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間 大人片道普通旅客	擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間 大人片道普通旅客

現 行		改 正	
	運賃		運賃
擬制キロ 11km	<u>260</u> 円	擬制キロ 11km	<u>320</u> 円
擬制キロ 16km	<u>300</u> 円	擬制キロ 16km	<u>360</u> 円
擬制キロが 17km で営業キロが 15km	<u>300</u> 円	擬制キロが 17km で営業キロが 15km	<u>360</u> 円
擬制キロ 21km	<u>400</u> 円	擬制キロ 21km	<u>470</u> 円
擬制キロ 22km	<u>400</u> 円	擬制キロ 22km	<u>470</u> 円
擬制キロが 26km で営業キロが 23km	<u>500</u> 円	擬制キロが 26km で営業キロが 23km	<u>580</u> 円
擬制キロが 31km で営業キロが 28km	<u>610</u> 円	擬制キロが 31km で営業キロが 28km	<u>700</u> 円
擬制キロが 36km で営業キロが 32km	<u>730</u> 円	擬制キロが 36km で営業キロが 32km	<u>840</u> 円
擬制キロが 41km で営業キロが 37km	<u>820</u> 円	擬制キロが 41km で営業キロが 37km	<u>940</u> 円
擬制キロが 46km で営業キロが 41km	<u>930</u> 円	擬制キロが 46km で営業キロが 41km	<u>1,070</u> 円
擬制キロが 51km で営業キロが 46km	<u>1,020</u> 円	擬制キロが 51km で営業キロが 46km	<u>1,170</u> 円
擬制キロが 61km で営業キロが 55km	<u>1,200</u> 円	擬制キロが 61km で営業キロが 55km	<u>1,380</u> 円
擬制キロが 71km で営業キロが 64km	<u>1,400</u> 円	擬制キロが 71km で営業キロが 64km	<u>1,610</u> 円
擬制キロが 81km で営業キロが 73km	<u>1,500</u> 円	擬制キロが 81km で営業キロが 73km	<u>1,730</u> 円
擬制キロが 91km で営業キロが 82km	<u>1,690</u> 円	擬制キロが 91km で営業キロが 82km	<u>1,950</u> 円
擬制キロが 101km で営業キロが 91km	<u>1,870</u> 円	擬制キロが 101km で営業キロが 91km	<u>2,130</u> 円
擬制キロ 121km	<u>2,360</u> 円	擬制キロ 121km	<u>2,670</u> 円
擬制キロが 141km で営業キロが 128km	<u>2,730</u> 円	擬制キロが 141km で営業キロが 128km	<u>3,150</u> 円
擬制キロが 161km で営業キロが 146km	<u>3,160</u> 円	擬制キロが 161km で営業キロが 146km	<u>3,580</u> 円
擬制キロが 181km で営業キロが 164km	<u>3,690</u> 円	擬制キロが 181km で営業キロが 164km	<u>4,120</u> 円
(電車特定区間内等の大人片道普通旅客運賃)		(電車特定区間内等の大人片道普通旅客運賃)	
第 78 条 次の各号に掲げる区間内相互発着の場合の大人片道普通旅客運賃は、第 77 条の規定にかかわらず、当該各号の定めによって計算した額とする。		第 78 条 次の各号に掲げる区間内相互発着の場合の大人片道普通旅客運賃は、第 77 条の規定にかかわらず、当該各号の定めによって計算した額とする。	
(1) <u>第 86 条第 1 号に掲げる図中の太線区間 (以下「東京山手線内」という。)</u> <u>及び同条第 5 号に掲げる図中の太線区間 (以下「大阪環状線内」という。)</u> の駅相互発着の場合		(1) 第 86 条第 1 号に掲げる図中の太線区間 (以下「東京山手線内」という。) の駅相互発着の場合	
<u>イ 東京山手線内相互発着の場合</u>			

現 行	改 正
<p>次に定める賃率によって第77条第1項第1号及び同条第2項の規定を適用して計算した額と、その額に100分の10を乗じ10円未満のは数を円位において切り上げた額とを合算した額</p> <p>300キロメートル以下の営業キロ (第1地帯) 1キロメートルにつき 13円25銭</p> <p><u>ロ 大阪環状線内相互発着の場合</u> <u>前イに定める賃率によって、第77条の規定を適用して計算した額</u></p> <p>(2) 東京附近及び大阪附近における電車特定区間内相互発着(前号に規定する東京山手線内<u>及び大阪環状線内</u>相互発着となるときを除く。)の場合</p> <p>イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合</p> <p>次に定める賃率によって第77条第1項第1号及び同条第2項の規定を適用して計算した額と、その額に100分の10を乗じ10円未満のは数を円位において切り上げた額とを合算した額</p> <p>300キロメートル以下の営業キロ (第1地帯) 1キロメートルにつき 15円30銭</p> <p>300キロメートルを超え、 600キロメートル以下の営業キロ (第2地帯) 1キロメートルにつき 12円15銭</p> <p>ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合 <u>前イに定める賃率によって、第77条の規定を適用して計算した額</u></p> <p>2 前項第2号の東京附近及び大阪附近における電車特定区間の範囲は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 東京附近にあっては、東海道本線中東京・大船間及び品川・新川崎・鶴見・</p>	<p>次に定める賃率によって第77条第1項第1号及び同条第2項の規定を適用して計算した額と、その額に100分の10を乗じ10円未満のは数を円位において切り上げた額とを合算した額</p> <p>300キロメートル以下の営業キロ (第1地帯) 1キロメートルにつき 13円25銭</p> <p>(2) 東京附近及び大阪附近における電車特定区間内相互発着(前号に規定する東京山手線内相互発着となるときを除く。)の場合</p> <p>イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合</p> <p>次に定める賃率によって第77条第1項第1号及び同条第2項の規定を適用して計算した額と、その額に100分の10を乗じ10円未満のは数を円位において切り上げた額とを合算した額</p> <p>300キロメートル以下の営業キロ (第1地帯) 1キロメートルにつき 15円30銭</p> <p>300キロメートルを超え、 600キロメートル以下の営業キロ (第2地帯) 1キロメートルにつき 12円15銭</p> <p>ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合 <u>次に定める賃率によって、第77条の規定を適用して計算した額</u></p> <p><u>300キロメートル以下の営業キロ</u> <u>(第1地帯) 1キロメートルにつき 15円50銭</u></p> <p><u>300キロメートルを超え、</u> <u>600キロメートル以下の営業キロ</u> <u>(第2地帯) 1キロメートルにつき 12円30銭</u></p> <p>2 前項第2号の東京附近及び大阪附近における電車特定区間の範囲は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 東京附近にあっては、東海道本線中東京・大船間及び品川・新川崎・鶴見・</p>

現 行	改 正
<p>羽沢横浜国大間、南武線、鶴見線、武蔵野線、横浜線、根岸線、横須賀線、中央本線中東京・高尾間、青梅線、五日市線、東北本線中東京・大宮間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、山手線、赤羽線、常磐線中日暮里・取手間、総武本線中東京・千葉間及び錦糸町・御茶ノ水間並びに京葉線中東京・千葉みなと間及び市川塩浜・西船橋・南船橋間</p> <p>(2) 大阪附近にあっては、東海道本線中<u>京都</u>・神戸間、おおさか東線、大阪環状線、桜島線、J R東西線、山陽本線中神戸・<u>西明石</u>間、関西本線中奈良・J R難波間、片町線中<u>長尾</u>・京橋間<u>及び</u>阪和線</p>	<p>羽沢横浜国大間、南武線、鶴見線、武蔵野線、横浜線、根岸線、横須賀線、中央本線中東京・高尾間、青梅線、五日市線、東北本線中東京・大宮間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、山手線、赤羽線、常磐線中日暮里・取手間、総武本線中東京・千葉間及び錦糸町・御茶ノ水間並びに京葉線中東京・千葉みなと間及び市川塩浜・西船橋・南船橋間</p> <p>(2) 大阪附近にあっては、東海道本線中<u>野洲</u>・神戸間、<u>湖西線中山科・堅田間</u>、おおさか東線、大阪環状線、桜島線、J R東西線、<u>福知山線中尼崎・新三田間</u>、山陽本線中神戸・<u>網干</u>間、<u>山陰本線中京都・亀岡間</u>、関西本線中奈良・J R難波間、<u>奈良線中城陽・京都間</u>、片町線中<u>松井山手</u>・京橋間、<u>阪和線及び関西空港線</u></p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(新幹線の並行区間等における大人片道普通旅客運賃の特定)</p>	<p>(新幹線の並行区間等における大人片道普通旅客運賃の特定)</p>
<p>第 80 条 次の各号に掲げる新幹線の区間相互間を乗車する場合又はこれらの区間と新幹線以外の線区を連続して乗車する場合で、その発着となる駅が第 78 条第 2 項に規定する電車特定区間内にあるとき若しくは新神戸発着となるときの大人片道普通旅客運賃は、第 77 条の規定にかかわらず、第 78 条第 1 項の規定により計算した額又は第 84 条第 2 号に規定する額とする。ただし、<u>京都・新大阪相互間及び京都・新神戸相互間については</u>、前条に規定する特定額を適用するものとする。この場合、京都・新神戸相互間については、京都・神戸間の特定額とする。</p>	<p>第 80 条 次の各号に掲げる新幹線の区間相互間を乗車する場合又はこれらの区間と新幹線以外の線区を連続して乗車する場合で、その発着となる駅が第 78 条第 2 項に規定する電車特定区間内にあるとき若しくは新神戸発着となるときの大人片道普通旅客運賃は、第 77 条の規定にかかわらず、第 78 条第 1 項の規定により計算した額又は第 84 条第 2 号に規定する額とする。ただし、<u>当該区間が</u>、前条に規定する<u>特定額を適用する区間であるときは、その</u>特定額を適用するものとする。この場合、京都・新神戸相互間については、京都・神戸間の特定額とする。</p>
<p>(1) 東 京・品 川間</p> <p>(中略)</p>	<p>(1) 東 京・品 川間</p> <p>(中略)</p>
<p>(7) 京 都・西明石間</p>	<p>(7) 京 都・西明石間</p>
<p>(8) 新大阪・新神戸間</p> <p>(9) 新大阪・西明石間</p>	<p>(9) 新大阪・新神戸間</p> <p>(10) 新大阪・西明石間</p>
<p>(10) 新神戸・西明石間</p>	<p>(11) 新大阪・姫 路間</p> <p>(12) 新神戸・西明石間</p>

現 行	改 正
<p>2 前項の規定によるほか、新幹線と新幹線以外の区間を連続して乗車する場合で次の各号の左欄の区間の大人片道普通旅客運賃については、前条に規定する右欄の区間の特定額を適用するものとする。</p> <p>(1) 千里丘・新神戸間 千里丘・神戸間 (中略)</p> <p>(4) 茨木・新神戸間 茨木・神戸間</p> <p><u>(5)</u> 摂津富田・新神戸間 摂津富田・神戸間</p> <p><u>(6)</u> 高槻・新神戸間 高槻・神戸間</p> <p> </p> <p><u>(7)</u> 桂川・新神戸間 桂川・神戸間</p> <p><u>(8)</u> 西大路・新神戸間 西大路・神戸間 (中略)</p> <p>(営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃)</p> <p>第84条 営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、別に定める場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着となる場合を除く。</p> <p>(1) 幹線内相互発着の場合（電車特定区間内相互発着の場合を除く。） (中略)</p> <p>(2) 電車特定区間内相互発着の場合</p> <p>イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合 (中略)</p> <p>ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合 (イ) 営業キロが3キロメートル以下の場合</p>	<p><u>(13) 新神戸・姫路間</u></p> <p><u>(14) 西明石・姫路間</u></p> <p>2 前項の規定によるほか、新幹線と新幹線以外の区間を連続して乗車する場合で次の各号の左欄の区間の大人片道普通旅客運賃については、前条に規定する右欄の区間の特定額を適用するものとする。</p> <p>(1) 千里丘・新神戸間 千里丘・神戸間 (中略)</p> <p>(4) 茨木・新神戸間 茨木・神戸間</p> <p><u>(5) JR総持寺・新神戸間 JR総持寺・神戸間</u></p> <p><u>(6)</u> 摂津富田・新神戸間 摂津富田・神戸間</p> <p><u>(7)</u> 高槻・新神戸間 高槻・神戸間</p> <p><u>(8) 山崎・新神戸間 山崎・神戸間</u></p> <p><u>(9) 長岡京・新神戸間 長岡京・神戸間</u></p> <p><u>(10) 向日町・新神戸間 向日町・神戸間</u></p> <p><u>(11)</u> 桂川・新神戸間 桂川・神戸間</p> <p><u>(12)</u> 西大路・新神戸間 西大路・神戸間 (中略)</p> <p>(営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃)</p> <p>第84条 営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、別に定める場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着となる場合を除く。</p> <p>(1) 幹線内相互発着の場合（電車特定区間内相互発着の場合を除く。） (中略)</p> <p>(2) 電車特定区間内相互発着の場合</p> <p>イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合 (中略)</p> <p>ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合 (イ) 営業キロが3キロメートル以下の場合</p>

現 行	改 正
<p>大人 <u>130</u>円</p> <p>(ロ) 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合</p> <p>大人 <u>160</u>円</p> <p>(ハ) 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合</p> <p>大人 <u>180</u>円</p> <p>(中略)</p> <p>(北海道旅客鉄道会社線内の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃)</p> <p>第84条の2 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 幹線内相互発着の場合</p> <p>イ 営業キロが3キロメートル以下の場合</p> <p>大人 <u>200</u>円</p> <p>小児 100円</p> <p>ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合</p> <p>大人 <u>250</u>円</p> <p>小児 <u>120</u>円</p> <p>ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合</p> <p>大人 <u>290</u>円</p> <p>小児 <u>140</u>円</p> <p>(2) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <p>イ 営業キロが3キロメートル以下の場合</p> <p>大人 <u>200</u>円</p> <p>小児 100円</p> <p>ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合</p> <p>大人 <u>250</u>円</p> <p>小児 <u>120</u>円</p>	<p>大人 <u>140</u>円</p> <p>(ロ) 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合</p> <p>大人 <u>170</u>円</p> <p>(ハ) 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合</p> <p>大人 <u>190</u>円</p> <p>(中略)</p> <p>(北海道旅客鉄道会社線内の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃)</p> <p>第84条の2 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 幹線内相互発着の場合</p> <p>イ 営業キロが3キロメートル以下の場合</p> <p>大人 <u>210</u>円</p> <p>小児 100円</p> <p>ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合</p> <p>大人 <u>270</u>円</p> <p>小児 <u>130</u>円</p> <p>ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合</p> <p>大人 <u>310</u>円</p> <p>小児 <u>150</u>円</p> <p>(2) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <p>イ 営業キロが3キロメートル以下の場合</p> <p>大人 <u>210</u>円</p> <p>小児 100円</p> <p>ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合</p> <p>大人 <u>270</u>円</p> <p>小児 <u>130</u>円</p>

現 行	改 正
<p>ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 <u>300</u>円 小児 <u>150</u>円</p> <p>(注) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロを使用しないで、営業キロを適用して得た額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(九州旅客鉄道会社線内の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃)</p> <p>第84条の4 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 幹線内相互発着の場合</p> <p>イ 営業キロが3キロメートル以下の場合 大人 <u>170</u>円 小児 <u>80</u>円</p> <p>ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 <u>210</u>円 小児 <u>100</u>円</p> <p>ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 <u>230</u>円 小児 <u>110</u>円</p> <p>(2) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <p>地方交通線内相互発着の場合は擬制キロにより、幹線と地方交通線を連続して乗車する場合は運賃計算キロにより、前号に規定した額を適用する。ただし、次に定める擬制キロ又は運賃計算キロ及び営業キロの区間については、次のとおり特定の額とする。</p> <p>イ 擬制キロ又は運賃計算キロが4キロメートルで営業キロが3キロメートルの場合</p>	<p>ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 <u>320</u>円 小児 <u>160</u>円</p> <p>(注) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロを使用しないで、営業キロを適用して得た額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(九州旅客鉄道会社線内の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃)</p> <p>第84条の4 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 幹線内相互発着の場合</p> <p>イ 営業キロが3キロメートル以下の場合 大人 <u>200</u>円 小児 <u>100</u>円</p> <p>ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 <u>240</u>円 小児 <u>120</u>円</p> <p>ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 <u>270</u>円 小児 <u>130</u>円</p> <p>(2) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <p>地方交通線内相互発着の場合は擬制キロにより、幹線と地方交通線を連続して乗車する場合は運賃計算キロにより、前号に規定した額を適用する。ただし、次に定める擬制キロ又は運賃計算キロ及び営業キロの区間については、次のとおり特定の額とする。</p> <p>イ 擬制キロ又は運賃計算キロが4キロメートルで営業キロが3キロメートルの場合</p>

現 行	改 正
<p>大人 <u>180</u>円</p> <p>小児 <u>90</u>円</p> <p>ロ 擬制キロが 11 キロメートルの場合及び運賃計算キロが 11 キロメートルで営業キロが 10 キロメートルの場合</p> <p>大人 <u>260</u>円</p> <p>小児 <u>130</u>円</p>	<p>大人 <u>210</u>円</p> <p>小児 <u>100</u>円</p> <p>ロ 擬制キロが 11 キロメートルの場合及び運賃計算キロが 11 キロメートルで営業キロが 10 キロメートルの場合</p> <p>大人 <u>320</u>円</p> <p>小児 <u>160</u>円</p>
(中略)	(中略)
<p>(加算普通旅客運賃適用区間にかかわる大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第 85 条の 3 加算普通旅客運賃適用区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合の大人片道普通旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第 77 条、第 77 条の 2、第 77 条の 3、第 81 条、第 81 条の 2、第 81 条の 3、第 81 条の 4、第 84 条、第 84 条の 2、第 84 条の 4 及び第 85 条の規定により計算した額に大人加算普通旅客運賃を加えた額とする。</p>	<p>(加算普通旅客運賃適用区間にかかわる大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第 85 条の 3 加算普通旅客運賃適用区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合の大人片道普通旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第 77 条、第 77 条の 2、第 77 条の 3、<u>第 78 条、第 80 条、第 81 条、第 81 条の 2、第 81 条の 3、第 81 条の 4、第 84 条、第 84 条の 2、第 84 条の 4 及び第 85 条の規定により計算した額に大人加算普通旅客運賃を加えた額とする。</u><u>ただし、第 85 条の 2 第 3 号に掲げる区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合は、同条第 2 号及び第 4 号の加算普通旅客運賃は適用しない。</u></p>
<p>(特定都区市内にある駅に関連する片道普通旅客運賃の計算方)</p> <p>第 86 条 次の各号の図に掲げる東京都区内、横浜市内（川崎駅、尻手駅、八丁畷駅、川崎新町駅及び小田栄駅並びに鶴見線各駅を含む。）、名古屋市内、京都市内、大阪市内（南吹田駅、高井田中央駅、J R 河内永和駅、J R 俊徳道駅、J R 長瀬駅及び衣摺加美北駅を含む。）、神戸市内（道場駅を除く。）、広島市内（海田市駅及び向洋駅を含む。）、北九州市内、福岡市内（姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。）、仙台市内又は札幌市内（以下これらを「特定都区市内」という。）にある駅と、当該各号に掲げる当該特定都区市内の◎印の駅（以下「中心駅」という。）から片道の営業キロが 200 キロメートルを超える区間内にある駅との相互間の片道普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによって計算する。ただし、特定都区市内にある駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内の外を経</p>	<p>(特定都区市内にある駅に関連する片道普通旅客運賃の計算方)</p> <p>第 86 条 次の各号の図に掲げる東京都区内、横浜市内（川崎駅、尻手駅、八丁畷駅、川崎新町駅及び小田栄駅並びに鶴見線各駅を含む。）、名古屋市内、京都市内、大阪市内（南吹田駅、高井田中央駅、J R 河内永和駅、J R 俊徳道駅、J R 長瀬駅及び衣摺加美北駅を含む。）、神戸市内（道場駅を除く。）、広島市内（海田市駅及び向洋駅を含む。）、北九州市内、福岡市内（姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。）、仙台市内又は札幌市内（以下これらを「特定都区市内」という。）にある駅と、当該各号に掲げる当該特定都区市内の◎印の駅（以下「中心駅」という。）から片道の営業キロが 200 キロメートルを超える区間内にある駅との相互間の片道普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによって計算する。ただし、特定都区市内にある駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内の外を経</p>

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(大人定期旅客運賃)</p> <p>第 95 条 大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。</p> <p>(1) 大人通勤定期旅客運賃</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(北海道旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃)</p> <p>第 95 条の 2 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 大人通勤定期旅客運賃</p> <p>イ 幹線内相互発着となる場合 別表第 2 号ロの 2 に定める額</p> <p>ロ 地方交通線内相互発着となる場合 別表第 2 号ハの 2 に定める額。<u>ただし、別表第 2 号ハの 3 第 1 号に定める区間相互間の定期旅客運賃は、同表に定める額に特定した額とする。</u></p> <p>(2) 大人通学定期旅客運賃</p> <p>イ 幹線内相互発着となる場合 別表第 2 号ニの 2 に定める額</p> <p>ロ 地方交通線内相互発着となる場合 別表第 2 号ホの 2 に定める額。<u>ただし、別表第 2 号ハの 3 第 2 号に定める区間相互間の定期旅客運賃は、同表に定める額に特定した額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(幹線内相互発着等の大人定期旅客運賃の特定)</p> <p>第 99 条 次の各号に定める区間の大人通勤定期旅客運賃及び大人通学定期旅客運賃は、第 95 条第 1 号イ及び第 2 号イの規定にかかわらず、当該各号に定めると</p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(大人定期旅客運賃)</p> <p>第 95 条 大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、<u>第 1 号、第 2 号及び第 4 号にあっては</u>、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合、<u>第 3 号にあっては、北海道旅客鉄道会社線、西日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合</u>を除く。</p> <p>(1) 大人通勤定期旅客運賃</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(北海道旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃)</p> <p>第 95 条の 2 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 大人通勤定期旅客運賃</p> <p>イ 幹線内相互発着となる場合 別表第 2 号ロの 2 に定める額</p> <p>ロ 地方交通線内相互発着となる場合 別表第 2 号ハの 2 に定める額</p> <p>(2) 大人通学定期旅客運賃</p> <p>イ 幹線内相互発着となる場合 別表第 2 号ニの 2 に定める額</p> <p>ロ 地方交通線内相互発着となる場合 別表第 2 号ホの 2 に定める額</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(幹線内相互発着等の大人定期旅客運賃の特定)</p> <p>第 99 条 次の各号に定める区間の大人通勤定期旅客運賃及び大人通学定期旅客運賃は、第 95 条第 1 号イ及び第 2 号イの規定にかかわらず、当該各号に定めると</p>

現 行	改 正
<p>おりとする。</p> <p>(1) 東京山手線内及び大阪環状線内相互発着の場合</p> <p><u>イ 東京山手線内相互発着の場合</u></p> <p><u>(イ) 大人通勤定期旅客運賃</u> 別表第2号フに定める額</p> <p><u>(ロ) 大人通学定期旅客運賃</u> 別表第2号フに定める額</p> <p><u>ロ 大阪環状線内相互発着の場合</u></p> <p><u>(イ) 大人通勤定期旅客運賃</u> 別表第2号フの2に定める額</p> <p><u>(ロ) 大人通学定期旅客運賃</u> 別表第2号フの2に定める額</p> <p>(中略)</p> <p>(加算定期旅客運賃適用区間にかかわる定期旅客運賃)</p> <p>第99条の4 加算定期旅客運賃適用区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合の定期旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第95条、第95条の2、第95条の3、第95条の4、第96条、第96条の2、第97条、第99条の2及び第104条の規定により計算した額に加算定期旅客運賃を加えた額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の中学校、高等学校生徒等に対する割引定期旅客運賃)</p> <p>第104条 前条第1号及び第2号の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の割引の定期旅客運賃は、次の額とする。</p> <p>(1) 第38条第1項第1号に定める生徒に対する通学定期旅客運賃</p>	<p>おりとする。</p> <p>(1) 東京山手線内相互発着の場合</p> <p><u>イ 大人通勤定期旅客運賃</u> 別表第2号フに定める額</p> <p><u>ロ 大人通学定期旅客運賃</u> 別表第2号フに定める額</p> <p>(中略)</p> <p>(加算定期旅客運賃適用区間にかかわる定期旅客運賃)</p> <p>第99条の4 加算定期旅客運賃適用区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合の定期旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第95条、第95条の2、第95条の3、第95条の4、第96条、第96条の2、第97条、<u>第99条</u>、第99条の2及び第104条の規定により計算した額に加算定期旅客運賃を加えた額とする。<u>ただし、第99条の3第3号に掲げる区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合は、同条第2号及び第4号の加算普通旅客運賃は適用しない。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の中学校、高等学校生徒等に対する割引定期旅客運賃)</p> <p>第104条 前条第1号及び第2号の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の割引の定期旅客運賃は、次の額とする。</p> <p>(1) 第38条第1項第1号に定める生徒に対する通学定期旅客運賃</p>

現 行	改 正
<p>イ 北海道旅客鉄道会社線</p> <p>(イ) 幹線内相互発着となる場合 別表第2号ニの4に定める額</p> <p>(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合 別表第2号ホの4に定める額。<u>ただし、別表第2号ハの3第3号に定める区間相互間の定期旅客運賃は、同表に定める額に特定した額とする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(2) 第38条第1項第2号に定める児童に対する通学定期旅客運賃</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社線</p> <p>(イ) 幹線内相互発着となる場合 別表第2号ニの5に定める額</p> <p>(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合 別表第2号ホの5に定める額。<u>ただし、別表第2号ハの3第4号に定める区間相互間の定期旅客運賃は、同表に定める額に特定した額とする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(3) 第38条第1項第3号から第5号に定める生徒等に対する通学定期旅客運賃</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社線</p> <p>(イ) 幹線内相互発着となる場合 別表第2号ニの3に定める額</p> <p>(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合 別表第2号ホの3に定める額。<u>ただし、別表第2号ハの3第5号に定める区間相互間の定期旅客運賃は、同表に定める額に特定した額とする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(大人急行料金)</p> <p>第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p>(イ) 指定席特急料金(特別車両以外の個室に乗車する場合は、1人当りの料</p>	<p>イ 北海道旅客鉄道会社線</p> <p>(イ) 幹線内相互発着となる場合 別表第2号ニの4に定める額</p> <p>(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合 別表第2号ホの4に定める額</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 第38条第1項第2号に定める児童に対する通学定期旅客運賃</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社線</p> <p>(イ) 幹線内相互発着となる場合 別表第2号ニの5に定める額</p> <p>(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合 別表第2号ホの5に定める額</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 第38条第1項第3号から第5号に定める生徒等に対する通学定期旅客運賃</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社線</p> <p>(イ) 幹線内相互発着となる場合 別表第2号ニの3に定める額</p> <p>(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合 別表第2号ホの3に定める額</p> <p>(中略)</p> <p>(大人急行料金)</p> <p>第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p>(イ) 指定席特急料金(特別車両以外の個室に乗車する場合は、1人当りの料</p>

現 行	改 正
<p>金とする。)</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h、i及びj以外の指定席特急料金 (中略)</p> <p>f 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券(第57条第7項の規定により発売するものを含む。)に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) (b)以外の指定席特急料金 東京・博多間の乗車区間に対してa、b又はdの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対してa又はeの規定により計算した額とを合計した額とする。</p> <p>(b) 第57条の3第5項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>① ②以外の指定席特急料金 新大阪・博多間の乗車区間に対してa、b又はdの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第2号ウに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、aの(a)、bの(a)又はdの(c)の①のただし書の規定による低減又は加算及びaの(b)、bの(b)又はdの(c)の②の規定による低減は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>② 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第1項第1号イの(i)のaの(a)、bの(a)又はdの(c)の①のただし書の規定による低減又は加算及びaの(b)、bの(b)又はdの(c)の②の規定による低減は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>(①) 新大阪・新下関間の新幹線停車駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間の指定席特急料金</p>	<p>金とする。)</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h、i及びj以外の指定席特急料金 (中略)</p> <p>f 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券(第57条第7項の規定により発売するものを含む。)に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) (b)以外の指定席特急料金 東京・博多間の乗車区間に対してa、b又はdの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対してa又はeの規定により計算した額とを合計した額とする。</p> <p>(b) 第57条の3第5項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>① ②以外の指定席特急料金 新大阪・博多間の乗車区間に対してa、b又はdの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第2号ウに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、aの(a)、bの(a)又はdの(c)の①のただし書の規定による低減又は加算及びaの(b)、bの(b)又はdの(c)の②の規定による低減は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>② 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第1項第1号イの(i)のaの(a)、bの(a)又はdの(c)の①のただし書の規定による低減又は加算及びaの(b)、bの(b)又はdの(c)の②の規定による低減は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>(①) 新大阪・新下関間の新幹線停車駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間の指定席特急料金</p>

現 行	改 正
<p>新大阪・博多間の乗車区間に対して第1項第1号イの(イ)の a、b又はdの規定により計算した額と博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対する別表第2号ウに定める額から<u>920</u>円を低減した額とを合計した額とする。</p> <p>(2) 小倉駅と筑後船小屋・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間の指定席特急料金</p> <p>小倉・博多間に対して第1項第1号イの(イ)のa又はbの規定により計算した額から770円を低減した額と、博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第2号ウに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。</p> <p>(3) 小倉駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間の指定席特急料金</p> <p>小倉・博多間に対して第1項第1号イの(イ)のa又はbの規定により計算した額から770円を低減した額と、博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対する別表第2号ウに定める額から<u>920</u>円を低減した額とを合計した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(特別車両料金)</p> <p>第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別車両料金(A)</p> <p>イ ロ及びハ以外の特別車両料金(A)</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(フ)及び(リ)以外の特別車両料金(A)</p> <p>(中略)</p> <p>(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・敦賀間の新幹線停車駅相互発着となる場合の特別車両料金(A)</p> <p>a b、c、d及びe以外の特別車両料金(A)</p> <p>(中略)</p>	<p>新大阪・博多間の乗車区間に対して第1項第1号イの(イ)の a、b又はdの規定により計算した額と博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対する別表第2号ウに定める額から<u>1,050</u>円を低減した額とを合計した額とする。</p> <p>(2) 小倉駅と筑後船小屋・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間の指定席特急料金</p> <p>小倉・博多間に対して第1項第1号イの(イ)のa又はbの規定により計算した額から770円を低減した額と、博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第2号ウに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。</p> <p>(3) 小倉駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間の指定席特急料金</p> <p>小倉・博多間に対して第1項第1号イの(イ)のa又はbの規定により計算した額から770円を低減した額と、博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対する別表第2号ウに定める額から<u>1,050</u>円を低減した額とを合計した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(特別車両料金)</p> <p>第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別車両料金(A)</p> <p>イ ロ及びハ以外の特別車両料金(A)</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(フ)及び(リ)以外の特別車両料金(A)</p> <p>(中略)</p> <p>(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・敦賀間の新幹線停車駅相互発着となる場合の特別車両料金(A)</p> <p>a b、c、d及びe以外の特別車両料金(A)</p> <p>(中略)</p>

b グラントラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	400キロメートルまで	500キロメートルまで	600キロメートルまで	700キロメートルまで	701キロメートル以上
料金	円 6,540	円 8,040	円 9,430	円 9,430	円 10,640	円 10,640	円 10,840	円 11,840

(中略)

(ハ) 東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・敦賀間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)

a b及びc以外の特別車両料金(A)

(中略)

b グラントラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

営業キロ帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	400キロメートルまで	500キロメートルまで	600キロメートルまで	700キロメートルまで	701キロメートル以上
料金	円 5,490	円 6,990	円 8,380	円 8,380	円 9,590	円 9,590	円 9,790	円 10,790

(中略)

(ハ) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b及びc以外の特別車両料金(A)

第1号イの(i)に定める料金

b グラントラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで
料金	円 6,540	円 8,040

(中略)

(ト) 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)

b グラントラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	400キロメートルまで	500キロメートルまで	600キロメートルまで	700キロメートルまで	701キロメートル以上
料金	円 8,300	円 9,800	円 11,190	円 11,190	円 12,400	円 12,400	円 12,600	円 13,600

(中略)

(ハ) 東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・敦賀間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)

a b及びc以外の特別車両料金(A)

(中略)

b グラントラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

営業キロ帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	400キロメートルまで	500キロメートルまで	600キロメートルまで	700キロメートルまで	701キロメートル以上
料金	円 6,800	円 8,300	円 9,690	円 9,690	円 10,900	円 10,900	円 11,100	円 12,100

(中略)

(ハ) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b及びc以外の特別車両料金(A)

第1号イの(i)に定める料金

b グラントラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで
料金	円 8,300	円 9,800

(中略)

(ト) 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)

現 行

a b及びc以外の特別車両料金(A)
(中略)

b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)
東京・新青森間の乗車区間に対して(ハ)のbの表に定める料金と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対して次表に定める料金を合計した額とする。

営業キロ 地 帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで
料 金	円 <u>5,490</u>	円 <u>6,990</u>

(中略)

(鉄道駅バリアフリー料金)

第140条 次の各号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合は、鉄道駅バリアフリー料金を収受する。

- (1) 第78条第2項第1号に定める東京附近における電車特定区間及び第80条の規定を適用する区間(同条第1項第1号から第4号の区間にかかるものに限る。)
- (2) 第78条第2項第2号に定める大阪附近における電車特定区間及び第80条の規定を適用する区間(同条第1項第5号から第10号及び同条第2項の区間にかかるものに限る。)

(中略)

(東京駅着となる急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券に対する料金の払いもどしの特例)

第290条 東海道本線(東海道本線(新幹線)を含む。)を経由する急行列車の急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券を所持する旅客で、下車駅を東京駅又は新橋駅とするものにあつては、第282条の2の規定により、品川駅と東京駅との区間が乗車できなくなった場合(当該区間のうち一部が乗車できなくなった場合を含む。)の急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券の払いもどしについ

改 正

a b及びc以外の特別車両料金(A)
(中略)

b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)
東京・新青森間の乗車区間に対して(ハ)のbの表に定める料金と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対して次表に定める料金を合計した額とする。

営業キロ 地 帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで
料 金	円 <u>6,800</u>	円 <u>8,300</u>

(中略)

(鉄道駅バリアフリー料金)

第140条 次の各号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合は、鉄道駅バリアフリー料金を収受する。

- (1) 第78条第2項第1号に定める東京附近における電車特定区間及び第80条の規定を適用する区間(同条第1項第1号から第4号の区間にかかるものに限る。)
- (2) 第78条第2項第2号に定める大阪附近における電車特定区間及び第80条の規定を適用する区間(同条第1項第5号から第14号及び同条第2項の区間にかかるものに限る。)

(中略)

(東京駅着となる急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券に対する料金の払いもどしの特例)

第290条 第282条の2の規定にかかわらず、東海道本線(東海道本線(新幹線)を含む。)を経由する急行列車(第3項又は第4項の規定に該当する急行列車を除く。)の急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券を所持する旅客で、下車駅を東京駅又は新橋駅とするものにあつては、品川駅と東京駅との区間が乗車できなくなった場合(当該区間のうち一部が乗車できなくなった場合を含む。)の

現 行	改 正								
<p>ては、運行不能となった駅を当該急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券の下車駅として取り扱うものとする。この場合、すでに収受した急行料金又は特別車両料金とすでに乗車した区間に対する急行料金又は特別車両料金を比較して過剰額の払いもどしをする。</p>	<p>急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券の払いもどしについては、運行不能となった駅を当該急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券の下車駅として取り扱うものとし、すでに収受した急行料金又は特別車両料金とすでに乗車した区間に対する急行料金又は特別車両料金を比較して過剰額の払いもどしをする。</p>								
<p>2 前項の規定は、東北本線（新幹線）、高崎線（新幹線）、上越線（新幹線）及び信越本線（新幹線）を経由する特別急行列車の特別急行券又は特別車両券を所持する旅客で、下車駅を上野駅又は東京駅とするものであって、大宮駅と上野駅若しくは東京駅又は上野駅と東京駅との区間が乗車できなくなった場合の特別急行券又は特別車両券の払いもどしに準用する。</p>	<p>2 前項の規定は、東北本線（新幹線）、高崎線（新幹線）、上越線（新幹線）及び信越本線（新幹線）を経由する特別急行列車の特別急行券又は特別車両券を所持する旅客で、下車駅を東京駅とするものであって、上野駅と東京駅との区間が乗車できなくなった場合の特別急行券又は特別車両券の払いもどしに準用する。</p>								
(中略)	(中略)								
(入場券の種類及び料金)	(入場券の種類及び料金)								
<p>第 295 条 入場券は、普通入場券及び定期入場券の 2 種類とし、その料金は、1 枚について次の各号に掲げるとおりとする。</p>	<p>第 295 条 入場券は、普通入場券及び定期入場券の 2 種類とし、その料金は、1 枚について次の各号に掲げるとおりとする。</p>								
<p>(1) 普通入場券</p>	<p>(1) 普通入場券</p>								
<p>イ ロ、ハ及びニ以外の駅</p> <p style="text-align: right;">(中略)</p>	<p>イ ロ、ハ及びニ以外の駅</p> <p style="text-align: right;">(中略)</p>								
<p>ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">大人</td> <td style="text-align: right;">140 円</td> </tr> <tr> <td>小児</td> <td style="text-align: right;">70 円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(中略)</p>	大人	140 円	小児	70 円	<p>ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">大人</td> <td style="text-align: right;">150 円</td> </tr> <tr> <td>小児</td> <td style="text-align: right;">70 円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(中略)</p>	大人	150 円	小児	70 円
大人	140 円								
小児	70 円								
大人	150 円								
小児	70 円								
<p>(2) 定期入場券</p>	<p>(2) 定期入場券</p>								
<p>イ ロ、ハ及びニ以外の駅</p> <p style="text-align: right;">(中略)</p>	<p>イ ロ、ハ及びニ以外の駅</p> <p style="text-align: right;">(中略)</p>								
<p>ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">大人</td> <td style="text-align: right;">4,260 円</td> </tr> <tr> <td>小児</td> <td style="text-align: right;">2,130 円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(中略)</p>	大人	4,260 円	小児	2,130 円	<p>ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">大人</td> <td style="text-align: right;">4,310 円</td> </tr> <tr> <td>小児</td> <td style="text-align: right;">2,150 円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(中略)</p>	大人	4,310 円	小児	2,150 円
大人	4,260 円								
小児	2,130 円								
大人	4,310 円								
小児	2,150 円								
<p>前項の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社、四国旅客鉄道会社又は九州旅</p>	<p>前項の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社、四国旅客鉄道会社又は九州旅</p>								

現 行	改 正
<p>客鉄道会社内の各駅における入場料金は、次の額とする。</p> <p>(1) 普通入場券</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社内の各駅</p> <p>大人 <u>200</u> 円</p> <p>小児 100 円</p> <p>ただし、新青森駅にあつては、前項第 1 号イに規定する額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>ハ 九州旅客鉄道会社内の各駅</p> <p>大人 <u>170</u> 円</p> <p>小児 <u>80</u> 円</p> <p>ただし、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第 1 号イに規定する額とする。</p> <p>(2) 定期入場券</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社内の各駅</p> <p>大人 <u>5,920</u> 円</p> <p>小児 <u>2,960</u> 円</p> <p>ただし、新青森駅にあつては、前項第 2 号イに規定する額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>ハ 九州旅客鉄道会社内の各駅</p> <p>大人 <u>5,130</u> 円</p> <p>小児 <u>2,560</u> 円</p> <p>ただし、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第 2 号イに規定する額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(手回り品及び持込禁制品)</p> <p>第 307 条 旅客は、第 308 条から第 309 条までに規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の 1 に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。</p> <p>(1) 別表第 4 号に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>客鉄道会社内の各駅における入場料金は、次の額とする。</p> <p>(1) 普通入場券</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社内の各駅</p> <p>大人 <u>210</u> 円</p> <p>小児 100 円</p> <p>ただし、新青森駅にあつては、前項第 1 号イに規定する額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>ハ 九州旅客鉄道会社内の各駅</p> <p>大人 <u>200</u> 円</p> <p>小児 <u>100</u> 円</p> <p>ただし、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第 1 号イに規定する額とする。</p> <p>(2) 定期入場券</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社内の各駅</p> <p>大人 <u>6,220</u> 円</p> <p>小児 <u>3,110</u> 円</p> <p>ただし、新青森駅にあつては、前項第 2 号イに規定する額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>ハ 九州旅客鉄道会社内の各駅</p> <p>大人 <u>6,640</u> 円</p> <p>小児 <u>3,320</u> 円</p> <p>ただし、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第 2 号イに規定する額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(手回り品及び持込禁制品)</p> <p>第 307 条 旅客は、第 308 条から第 309 条までに規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の 1 に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。</p> <p>(1) 別表第 4 号に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの</p>

現 行	改 正
<p>(2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。） (3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。）</p>	<p>(2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。） (3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。<u>ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする。</u>）</p>
(中略)	(中略)
<p>(7) 車両を破損するおそれがあるもの <u>(注)別表第4号に定める適用除外の物品及び第3号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないように措置することとする。</u></p>	<p>(7) 車両を破損するおそれがあるもの</p>
(中略)	(中略)
<p>6 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。</p>	<p>6 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。 <u>第307条の2 危険品のうち適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として車内に持ち込むことができる。</u> <u>(注)揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない。</u></p>
(中略)	(中略)
<p>(持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)</p>	<p>(持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)</p>
<p>第312条 旅客が、第307条第1項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第308条若しくは第308条の2第1項の規定による持込制限を超える物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ、次の各号により東海旅客鉄道株式会社荷物営業規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第2号。以下「荷物規則」という。）に定める荷物運賃及び増運賃を収受する。</p>	<p>第312条 旅客が、第307条第1項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第308条若しくは第308条の2第1項の規定による持込制限を超える物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ、次の各号により東海旅客鉄道株式会社荷物営業規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第2号。以下「荷物規則」という。）に定める荷物運賃及び増運賃を収受する。</p>
<p>(1) 第307条第1項ただし書第1号から第6号までの規定による物品を持ち込んだとき 当該物品1個ごとの重量によって計算した相当小荷物運賃（危険品にあっては、荷物規則別表第1項第3号アの規定による10割増の割増小荷物運賃を適用する。）及びその10倍に相当する増運賃を収受するほか、危険品にあって</p>	<p>(1) 第307条第1項ただし書第1号から第6号までの規定による物品を持ち込んだとき 当該物品1個ごとの重量によって計算した相当小荷物運賃（危険品にあっては、荷物規則別表第1項第3号アの規定による10割増の割増小荷物運賃を適用する。）及びその10倍に相当する増運賃を収受するほか、危険品にあって</p>

現 行

は、次に定める増運賃を合わせて収受する。この場合、当該物品中に危険品以外の物品を混じたときは、危険品の重量（容器又は荷造りの重量を含む。）のみについて計算する。

ア 火薬類

1 キログラムについて 1,000 円

イ その他の危険品

1 キログラムについて 300 円
(以下略)

別表第2号イ

北海道旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額（幹線内相互発着となる場合）

(円)

営業キロ	運賃
<u>141-160</u>	<u>3,190</u>

(中略)

別表第2号イの3

(略)

(中略)

別表第2号イの5

北海道旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合）

(円)

営業キロ	運賃
101-110	<u>2,420</u>
<u>129-146</u>	<u>3,190</u>

改 正

は、次に定める増運賃を合わせて収受する。この場合、当該物品中に危険品以外の物品を混じたときは、危険品の重量（容器又は荷造りの重量を含む。）のみについて計算する。

イ 火薬類

1 キログラムについて 1,000 円

ロ その他の危険品

1 キログラムについて 300 円
(以下略)

別表第2号イ

北海道旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額（幹線内相互発着となる場合）

(円)

営業キロ	運賃
<u>321-340</u>	<u>6,820</u>
<u>841-880</u>	<u>12,650</u>

(中略)

別表第2号イの3

(別添参照)

(中略)

別表第2号イの5

北海道旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合）

(円)

営業キロ	運賃
101-110	<u>2,530</u>
<u>292-310</u>	<u>6,820</u>

現 行	改 正								
別表第2号イの6 <u>(略)</u>	別表第2号イの6 <u>(別添参照)</u>								
(中略)	(中略)								
別表第2号ロの2 <u>(略)</u>	別表第2号ロの2 <u>(別添参照)</u>								
(中略)	(中略)								
別表第2号ロの6 <u>(略)</u>	別表第2号ロの6 <u>(別添参照)</u>								
別表第2号ロの7 <u>(略)</u>	別表第2号ロの7 <u>(別添参照)</u>								
別表第2号ロの8 <u>(略)</u>	別表第2号ロの8 <u>(別添参照)</u>								
(中略)	(中略)								
別表第2号ハの2 <u>(略)</u>	別表第2号ハの2 <u>(別添参照)</u>								
別表第2号ハの3 <u>北海道旅客鉄道株式会社線の定期旅客運賃の特定額</u>	<u>(削る)</u>								
<u>(1) 大人通勤定期旅客運賃の特定額</u>									
<u>(円)</u>									
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 間</th> <th style="text-align: center;">1 箇月</th> <th style="text-align: center;">3 箇月</th> <th style="text-align: center;">6 箇月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">東釧路・標 茶</td> <td style="text-align: center;">35,290</td> <td style="text-align: center;">100,770</td> <td style="text-align: center;">179,810</td> </tr> </tbody> </table>	区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月	東釧路・標 茶	35,290	100,770	179,810	
区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月						
東釧路・標 茶	35,290	100,770	179,810						
<u>(2) 大人通学定期旅客運賃の特定額</u>									

現 行

改 正

(円)

区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月
桑 園・太 美	11,110	31,690	60,070
東釧路・標 茶	17,030	48,530	91,950
東釧路・茅 沼	12,180	34,680	65,940

(3) 中学生等通学定期旅客運賃の特定額

(円)

区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月
桑 園・太 美	7,870	22,450	42,570
東釧路・標 茶	12,070	34,370	65,020
東釧路・茅 沼	8,670	24,610	46,750

(4) 小学生等通学定期旅客運賃の特定額

(円)

区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月
東釧路・標 茶	6,030	17,160	32,720

(5) 高校生等通学定期旅客運賃の特定額

(円)

区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月
桑 園・太 美	10,110	28,870	54,630
東釧路・標 茶	15,480	44,120	83,590
東釧路・茅 沼	11,090	31,580	59,750

(中略)

(中略)

現 行	改 正
別表第2号ニの2	別表第2号ニの2
<u>(略)</u>	<u>(別添参照)</u>
別表第2号ニの3	別表第2号ニの3
<u>(略)</u>	<u>(別添参照)</u>
別表第2号ニの4	別表第2号ニの4
<u>(略)</u>	<u>(別添参照)</u>
別表第2号ニの5	別表第2号ニの5
<u>(略)</u>	<u>(別添参照)</u>
(中略)	(中略)
別表第2号ニの18	別表第2号ニの18
<u>(略)</u>	<u>(別添参照)</u>
別表第2号ニの19	別表第2号ニの19
<u>(略)</u>	<u>(別添参照)</u>
別表第2号ニの20	別表第2号ニの20
<u>(略)</u>	<u>(別添参照)</u>
別表第2号ニの21	別表第2号ニの21
<u>(略)</u>	<u>(別添参照)</u>
別表第2号ニの22	別表第2号ニの22
<u>(略)</u>	<u>(別添参照)</u>
別表第2号ニの23	別表第2号ニの23
<u>(略)</u>	<u>(別添参照)</u>
別表第2号ニの24	別表第2号ニの24
<u>(略)</u>	<u>(別添参照)</u>
別表第2号ニの25	別表第2号ニの25
<u>(略)</u>	<u>(別添参照)</u>
別表第2号ニの26	別表第2号ニの26
<u>(略)</u>	<u>(別添参照)</u>
(中略)	(中略)

現 行	改 正
別表第2号ホの2 <u>(略)</u>	別表第2号ホの2 <u>(別添参照)</u>
別表第2号ホの3 <u>(略)</u>	別表第2号ホの3 <u>(別添参照)</u>
別表第2号ホの4 <u>(略)</u>	別表第2号ホの4 <u>(別添参照)</u>
別表第2号ホの5 <u>(略)</u>	別表第2号ホの5 <u>(別添参照)</u>
(中略)	(中略)
別表第2号ヲの2 <u>大人通勤定期旅客運賃(大阪環状線内相互発着となる場合)</u> <u>(略)</u>	別表第2号ヲの2 <u>削除</u>
(中略)	(中略)
別表第2号ワの2 <u>大人通学定期旅客運賃(大阪環状線内相互発着となる場合)</u> <u>(略)</u>	別表第2号ワの2 <u>削除</u>
(中略)	(中略)
別表第2号ヨの2 大人通勤定期旅客運賃(大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合 <u>で</u> <u>大阪環状線内相互発着となる場合を除く。)</u> <u>(略)</u>	別表第2号ヨの2 大人通勤定期旅客運賃(大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合) <u>(別添参照)</u>
(中略)	(中略)
別表第2号タの2 大人通学定期旅客運賃(大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合 <u>で</u> <u>大阪環状線内相互発着となる場合を除く。)</u> <u>(略)</u>	別表第2号タの2 大人通学定期旅客運賃(大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合) <u>(別添参照)</u>
別表第2号レ <u>(略)</u>	別表第2号レ <u>(別添参照)</u>

現 行	改 正
別表第2号レの2 <u>(略)</u> (中略)	別表第2号レの2 <u>(別添参照)</u> (中略)
別表第2号ツ <u>(略)</u>	別表第2号ツ <u>(別添参照)</u>
別表第2号ネ <u>(略)</u> (中略)	別表第2号ネ <u>(別添参照)</u> (中略)
別表第2号ウ <u>(略)</u> (中略)	別表第2号ウ <u>(別添参照)</u> (中略)
別表第4号 <u>(略)</u> (以下略)	別表第4号 <u>(別添参照)</u> (以下略)

附則

この通達は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第2号ツ及びネに係る改正は令和7年5月15日乗車となるものから施行する。

その他

- 1 この通達の現行欄には、令和7年1月30日掲出の「旅客営業規則の一部改正（令和7年3月15日から施行）」の内容をすべて反映している。
- 2 令和7年3月13日に第78条に係る改正内容を修正し、差し替えた。

別表第2号イの3

九州旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額

(円)

営業キロ	運賃	営業キロ	運賃	営業キロ	運賃
301 - 320	6,600	641 - 680	11,110	1,321 - 1,360	16,390
321 - 340	6,820	681 - 720	11,440	1,361 - 1,400	16,720
341 - 360	7,150	721 - 760	11,770	1,401 - 1,440	17,050
381 - 400	7,700	841 - 880	12,650	1,521 - 1,560	17,930
421 - 440	8,250	881 - 920	12,980	1,561 - 1,600	18,260
441 - 460	8,580	921 - 960	13,310	1,601 - 1,640	18,590
461 - 480	8,800	961 - 1,000	13,640	1,641 - 1,680	18,920
481 - 500	9,130	1,081 - 1,120	14,520	1,761 - 1,800	19,800
521 - 540	9,680	1,121 - 1,160	14,850	1,801 - 1,840	20,130
561 - 580	10,230	1,161 - 1,200	15,180	1,841 - 1,880	20,460
581 - 600	10,560	1,201 - 1,240	15,510	1,961 - 2,000	21,340

別表第2号イの6

東京附近等の特定区間における最短経路の大人片道普通旅客運賃の特定額

(円)

区間	普通運賃	区間	普通運賃
東京・西船橋	310	浜松町・田浦	820
上野・成田	940	浜松町・東逗子	820
上野・下総松崎	940	浜松町・逗子	820
上野・安食	940	田町・久里浜	940
上野・小林	940	田町・衣笠	940
鶯谷・成田	940	田町・横須賀	820
鶯谷・下総松崎	940	田町・田浦	820
鶯谷・安食	940	田町・東逗子	820
鶯谷・小林	940	田町・逗子	820
日暮里・成田	940	高輪ゲートウェイ・久里浜	940
日暮里・下総松崎	940	高輪ゲートウェイ・横須賀	820
日暮里・安食	940	高輪ゲートウェイ・田浦	820
三河島・成田	940	高輪ゲートウェイ・東逗子	820
三河島・下総松崎	940	品川・久里浜	940
三河島・安食	940	品川・衣笠	820
南千住・成田	940	品川・横須賀	820
南千住・下総松崎	940	品川・田浦	820
南千住・安食	940	品川・東逗子	820
北千住・成田	940	品川・逗子	730
北千住・下総松崎	940	品川・横浜	300
綾瀬・成田	940	品川・東神奈川	300
綾瀬・下総松崎	940	品川・新子安	300
亀有・成田	940	大井町・久里浜	940
金町・成田	940	大井町・衣笠	820
新宿・高尾	570	大井町・横須賀	820
新宿・西八王子	570	大井町・田浦	820
新宿・八王子	490	大井町・逗子	730
新宿・豊田	490	大井町・横浜	300
新宿・日野	490	大井町・東神奈川	300
新宿・拝島	480	大井町・新子安	300
新宿・昭島	480	大森・衣笠	820
新宿・中神	480	大森・横須賀	820
大久保・高尾	570	大森・横浜	300
大久保・西八王子	570	大森・東神奈川	300
大久保・八王子	490	蒲田・衣笠	820
大久保・豊田	490	西大井・久里浜	940
大久保・拝島	480	西大井・衣笠	820
大久保・昭島	480	西大井・横須賀	820
東中野・高尾	570	西大井・田浦	820
東中野・西八王子	570	西大井・逗子	730
東中野・八王子	490	西大井・横浜	300
東中野・豊田	490	西大井・東神奈川	300
東中野・拝島	480	西大井・新子安	300
中野・高尾	570	武蔵小杉・衣笠	820
中野・西八王子	570	横浜・田浦	480
中野・八王子	490	横浜・逗子	350
高円寺・高尾	570	横浜・鎌倉	350
高円寺・八王子	490	保土ヶ谷・逗子	350
阿佐ヶ谷・高尾	570	名古屋・岡崎	620
阿佐ヶ谷・八王子	490	名古屋・西岡崎	620
渋谷・吉祥寺	220	名古屋・安城	480
渋谷・桜木町	480	名古屋・三河安城	480
渋谷・横浜	400	名古屋・東刈谷	480
渋谷・東神奈川	400	名古屋・野田新町	480
渋谷・新子安	400	名古屋・尾張一宮	300
恵比寿・横浜	400	名古屋・岐阜	470
恵比寿・東神奈川	400	名古屋・桑名	350
目黒・横浜	400	名古屋・朝日	480
新橋・久里浜	940	名古屋・富田	480
新橋・衣笠	940	名古屋・富田浜	480
新橋・横須賀	940	名古屋・四日市	480
新橋・田浦	820	尾頭橋・岡崎	620
新橋・東逗子	820	尾頭橋・安城	480
新橋・逗子	820	尾頭橋・三河安城	480
浜松町・久里浜	940	尾頭橋・東刈谷	480
浜松町・衣笠	940	尾頭橋・岐阜	540
浜松町・横須賀	820	金山・岡崎	620

(円)

区間	普通運賃	区間	普通運賃	区間	普通運賃
金山・安城	480	岸辺・元町	720	京都・JR小倉	300
金山・三河安城	480	岸辺・三ノ宮	720	東福寺・奈良	720
金山・名古屋	170	千里丘・神戸	720	東福寺・新田	300
金山・尾張一宮	370	千里丘・元町	720	東福寺・JR小倉	300
金山・岐阜	540	千里丘・三ノ宮	720	稲荷・新田	300
熱田・安城	480	茨木・神戸	720	塚本・神戸	450
枇杷島・岐阜	430	茨木・元町	720	塚本・元町	410
八田・富田	480	茨木・三ノ宮	720	塚本・三ノ宮	410
八田・富田浜	480	茨木・灘	720	塚本・宝塚	330
八田・四日市	480	茨木・摩耶	720	尼崎・神戸	420
春田・富田浜	480	茨木・六甲道	720	JR難波・奈良	570
春田・四日市	480	JR総持寺・神戸	820	JR難波・郡山	570
蟹江・四日市	480	JR総持寺・元町	820	今宮・奈良	570
大阪・京都	570	JR総持寺・三ノ宮	820	新今宮・奈良	570
大阪・西大路	570	摂津富田・神戸	820	東部市場前・奈良	500
大阪・桂川	570	摂津富田・元町	820	東部市場前・郡山	500
大阪・向日町	570	摂津富田・三ノ宮	820	平野・奈良	500
大阪・高槻	280	摂津富田・灘	820	加美・奈良	500
大阪・摂津富田	280	摂津富田・摩耶	820	久宝寺・奈良	500
大阪・JR総持寺	270	高槻・神戸	820	天王寺・奈良	500
大阪・神戸	450	高槻・元町	820	天王寺・郡山	500
大阪・元町	410	高槻・三ノ宮	820	天王寺・和歌山	890
大阪・三ノ宮	410	高槻・灘	820	天王寺・紀伊中ノ島	890
大阪・灘	410	高槻・摩耶	820	天王寺・六十谷	890
大阪・摩耶	410	高槻・六甲道	820	天王寺・紀伊	870
大阪・六甲道	410	山崎・神戸	1,100	美章園・和歌山	890
大阪・宝塚	330	山崎・元町	1,100	美章園・紀伊中ノ島	890
大阪・中山寺	330	長岡京・神戸	1,100	美章園・六十谷	870
北新地・神戸	450	長岡京・元町	1,100	美章園・紀伊	870
北新地・元町	410	長岡京・三ノ宮	1,100	南田辺・和歌山	890
北新地・三ノ宮	410	長岡京・灘	1,100	南田辺・紀伊中ノ島	890
北新地・灘	410	向日町・神戸	1,100	南田辺・六十谷	870
北新地・摩耶	410	向日町・元町	1,100	南田辺・紀伊	870
北新地・六甲道	410	向日町・三ノ宮	1,100	鶴ヶ丘・和歌山	890
北新地・宝塚	330	向日町・灘	1,100	鶴ヶ丘・紀伊中ノ島	890
北新地・中山寺	330	向日町・摩耶	1,100	鶴ヶ丘・六十谷	870
新福島・神戸	450	向日町・六甲道	1,100	長居・和歌山	870
新福島・元町	410	向日町・住吉	1,100	長居・紀伊中ノ島	870
新福島・三ノ宮	410	桂川・神戸	1,100	長居・六十谷	870
新福島・灘	410	桂川・元町	1,100	我孫子町・和歌山	870
新福島・摩耶	410	桂川・三ノ宮	1,100	我孫子町・紀伊中ノ島	870
新福島・六甲道	410	桂川・灘	1,100	我孫子町・六十谷	870
新福島・宝塚	330	桂川・摩耶	1,100	杉本町・和歌山	870
新福島・中山寺	330	桂川・六甲道	1,100	杉本町・紀伊中ノ島	870
海老江・神戸	440	桂川・住吉	1,100	杉本町・六十谷	870
海老江・元町	410	西大路・神戸	1,100	浅香・和歌山	870
海老江・三ノ宮	410	西大路・元町	1,100	浅香・紀伊中ノ島	870
海老江・灘	410	西大路・三ノ宮	1,100	堺市・和歌山	870
海老江・摩耶	410	西大路・灘	1,100	堺市・紀伊中ノ島	870
海老江・宝塚	330	西大路・摩耶	1,100	三国ヶ丘・和歌山	870
海老江・中山寺	330	西大路・六甲道	1,100	百舌鳥・和歌山	870
御幣島・神戸	440	西大路・住吉	1,100		
御幣島・元町	410	西大路・摂津本山	1,100		
御幣島・三ノ宮	410	西大路・甲南山手	1,100		
御幣島・宝塚	330	京都・神戸	1,100		
加島・神戸	440	京都・元町	1,100		
加島・元町	410	京都・三ノ宮	1,100		
加島・三ノ宮	410	京都・灘	1,100		
新大阪・京都	570	京都・摩耶	1,100		
新大阪・西大路	570	京都・六甲道	1,100		
新大阪・高槻	270	京都・住吉	1,100		
東淀川・京都	570	京都・摂津本山	1,100		
東淀川・西大路	570	京都・甲南山手	1,100		
東淀川・高槻	270	京都・芦屋	1,100		
吹田・京都	570	京都・奈良	720		
吹田・神戸	720	京都・城陽	370		
岸辺・神戸	720	京都・新田	300		

(注) 第140条第1項に規定する区間に該当する場合は、表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

別表第2号ロの2

北海道旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃(幹線内相互発着となる場合)

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	7,690	22,000	39,460	26	24,270	69,650	128,030	51	42,720	122,700	243,430	76	59,180	169,450	333,070
2	7,690	22,000	39,460	27	24,690	70,630	128,030	52	43,380	124,450	246,900	77	59,720	171,070	333,070
3	7,690	22,000	39,460	28	24,690	70,630	128,030	53	43,970	125,940	249,890	78	60,270	173,020	333,070
4	9,490	27,220	48,990	29	24,690	70,630	128,030	54	44,710	128,170	253,870	79	60,910	174,640	333,070
5	9,490	27,220	48,990	30	24,690	70,630	128,030	55	45,290	129,910	255,360	80	61,560	176,580	333,070
6	9,490	27,220	48,990	31	27,700	79,350	147,460	56	45,950	131,650	255,360	81	63,870	183,260	363,600
7	10,950	31,420	56,460	32	28,320	81,080	147,460	57	46,450	133,150	255,360	82	64,470	185,070	366,510
8	10,950	31,420	56,460	33	28,660	82,080	147,460	58	47,190	135,380	255,360	83	65,080	186,890	370,140
9	10,950	31,420	56,460	34	28,660	82,080	147,460	59	47,780	137,110	255,360	84	65,810	188,340	373,050
10	10,950	31,420	56,460	35	28,660	82,080	147,460	60	48,440	138,860	255,360	85	66,540	190,520	376,690
11	12,920	37,000	66,490	36	31,350	89,750	169,250	61	49,510	142,240	281,620	86	67,030	192,340	376,690
12	12,920	37,000	66,490	37	31,960	91,580	169,250	62	50,080	143,670	285,060	87	67,750	194,160	376,690
13	12,920	37,000	66,490	38	32,450	93,070	169,250	63	50,760	145,670	288,490	88	68,350	195,620	376,690
14	12,920	37,000	66,490	39	32,850	94,060	169,250	64	51,320	147,100	291,920	89	68,960	197,440	376,690
15	12,920	37,000	66,490	40	32,850	94,060	169,250	65	52,090	149,400	295,360	90	69,570	199,260	376,690
16	16,750	47,960	86,290	41	34,880	99,960	190,950	66	52,660	151,120	295,360	91	70,420	202,010	399,980
17	16,750	47,960	86,290	42	35,320	101,090	190,950	67	53,230	152,550	295,360	92	71,090	203,620	404,010
18	16,750	47,960	86,290	43	35,760	102,400	190,950	68	53,900	154,550	295,360	93	71,500	205,230	406,420
19	16,750	47,960	86,290	44	36,380	104,270	190,950	69	54,570	156,550	295,360	94	72,310	207,240	410,450
20	16,750	47,960	86,290	45	36,820	105,390	190,950	70	54,990	157,540	295,360	95	72,840	208,850	412,870
21	20,980	60,140	108,160	46	40,000	114,560	226,080	71	55,950	160,380	318,170	96	73,510	210,470	413,690
22	20,980	60,140	108,160	47	40,370	115,650	226,080	72	56,700	162,650	322,050	97	74,190	212,490	413,690
23	20,980	60,140	108,160	48	40,870	117,180	226,080	73	57,240	163,940	325,300	98	74,730	214,100	413,690
24	20,980	60,140	108,160	49	41,310	118,490	226,080	74	57,890	165,880	328,540	99	75,260	215,710	413,690
25	20,980	60,140	108,160	50	41,750	119,790	226,080	75	58,320	167,180	331,130	100	75,940	217,730	413,690

別表第2号ロの6

九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	6,580	18,910	33,840	26	21,320	61,410	112,830	51	35,220	101,450	196,490	76	49,210	141,720	274,570
2	6,640	19,110	34,210	27	21,640	62,340	112,900	52	35,740	102,930	199,470	77	49,650	143,020	276,300
3	6,690	19,260	34,530	28	21,700	62,530	113,250	53	36,190	104,230	202,020	78	50,170	144,520	276,300
4	7,920	22,850	40,950	29	21,770	62,710	113,610	54	36,790	105,990	205,260	79	50,700	146,010	276,300
5	8,050	23,210	41,660	30	21,810	62,880	113,940	55	37,270	107,330	208,010	80	51,240	147,530	276,300
6	8,110	23,360	41,970	31	24,420	70,310	130,540	56	37,790	108,820	210,910	81	52,320	150,740	291,930
7	8,820	25,390	45,650	32	25,030	72,090	130,920	57	38,240	110,150	212,040	82	52,800	152,040	294,340
8	8,840	25,450	45,780	33	25,410	73,130	131,280	58	38,850	111,880	212,040	83	53,260	153,360	296,850
9	8,870	25,520	45,890	34	25,470	73,320	131,640	59	39,310	113,200	212,040	84	53,720	154,670	299,480
10	8,900	25,600	46,070	35	25,530	73,510	132,010	60	39,830	114,730	212,040	85	54,280	156,210	302,440
11	11,000	31,700	55,560	36	27,500	79,190	148,900	61	40,970	118,020	228,690	86	54,730	157,500	304,960
12	11,070	31,860	55,910	37	28,050	80,790	149,010	62	41,450	119,380	231,200	87	55,170	158,820	305,420
13	11,150	32,070	56,310	38	28,540	82,190	149,170	63	41,990	120,960	234,260	88	55,630	160,110	305,420
14	11,210	32,260	56,680	39	28,900	83,190	149,230	64	42,460	122,310	236,940	89	56,100	161,420	305,420
15	11,270	32,450	57,030	40	28,960	83,400	149,590	65	43,100	124,130	240,490	90	56,550	162,690	305,420
16	14,510	41,800	74,940	41	30,610	88,160	168,110	66	43,570	125,510	243,290	91	57,440	165,420	320,360
17	14,640	42,150	75,670	42	30,970	89,200	168,110	67	44,030	126,850	245,420	92	57,960	166,900	323,650
18	14,770	42,520	76,400	43	31,330	90,260	168,110	68	44,600	128,410	245,420	93	58,330	168,000	326,040
19	14,830	42,690	76,760	44	31,850	91,710	168,110	69	45,140	130,030	245,420	94	58,870	169,480	329,400
20	14,890	42,890	77,130	45	32,220	92,820	168,110	70	45,620	131,400	245,420	95	59,270	170,630	331,900
21	18,130	52,220	93,670	46	32,490	93,580	181,240	71	46,560	134,080	259,810	96	59,780	172,090	333,040
22	18,260	52,580	94,400	47	32,810	94,520	183,170	72	47,190	135,900	263,180	97	60,300	173,540	336,150
23	18,320	52,760	94,760	48	33,220	95,720	184,940	73	47,620	137,170	265,700	98	60,710	174,690	338,230
24	18,450	53,130	95,490	49	33,560	96,680	184,940	74	48,160	138,690	268,800	99	61,190	176,150	341,430
25	18,560	53,450	96,170	50	33,920	97,690	184,940	75	48,580	139,900	270,960	100	61,710	177,580	344,320

別表第2号ロの7

九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額(地方交通線内相互発着となる場合)

(円)

擬制 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	7,130	20,440	36,200
11	-	10,230	29,430	50,290
16	-	11,470	33,010	57,030
17	15	11,530	33,200	58,090
21	-	15,300	44,030	78,260
22	-	15,360	44,210	78,380
26	23	19,210	55,250	97,870
31	28	23,010	66,230	117,290
36	32	27,120	78,090	138,280
41	37	-	-	157,980
46	41	-	-	179,510

別表第2号ロの8

九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)

(円)

運賃 計算 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	7,130	20,440	36,200
11	10	10,230	29,430	50,290

別表第2号ハの2

北海道旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃(地方交通線内相互発着となる場合)

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	7,690	22,000	39,460	26	24,690	70,630	128,030	51	46,450	133,150	255,360	76	65,810	188,340	373,050
2	7,690	22,000	39,460	27	24,690	70,630	128,030	52	47,190	135,380	255,360	77	66,540	190,520	376,690
3	7,690	22,000	39,460	28	25,090	71,980	129,260	53	47,780	137,110	255,360	78	67,030	192,340	376,690
4	9,950	28,530	51,220	29	28,320	81,080	147,460	54	48,440	138,860	255,360	79	67,750	194,160	376,690
5	9,950	28,530	51,220	30	28,660	82,080	147,460	55	49,440	141,710	263,300	80	68,350	195,620	376,690
6	9,950	28,530	51,220	31	28,660	82,080	147,460	56	50,080	143,670	285,060	81	69,570	199,260	376,690
7	11,370	32,540	58,520	32	29,280	83,810	150,910	57	50,760	145,670	288,490	82	70,300	201,440	380,330
8	11,370	32,540	58,520	33	31,960	91,580	169,250	58	51,320	147,100	291,920	83	71,410	204,530	405,810
9	11,370	32,540	58,520	34	32,450	93,070	169,250	59	52,090	149,400	295,360	84	71,820	206,140	408,240
10	11,370	32,540	58,520	35	32,850	94,060	169,250	60	52,660	151,120	295,360	85	72,630	208,170	412,290
11	12,920	37,000	66,490	36	32,850	94,060	169,250	61	53,900	154,550	295,360	86	73,170	209,790	412,290
12	12,920	37,000	66,490	37	33,340	95,550	172,550	62	54,570	156,550	295,360	87	73,840	211,410	412,290
13	12,920	37,000	66,490	38	35,320	101,090	190,950	63	55,240	158,270	295,360	88	74,520	213,440	415,530
14	13,670	39,200	70,240	39	35,760	102,400	190,950	64	55,620	159,130	297,080	89	75,060	215,060	415,530
15	13,670	39,200	70,240	40	36,380	104,270	190,950	65	56,700	162,650	322,050	90	75,600	216,680	415,530
16	16,750	47,960	86,290	41	37,620	107,820	196,560	66	57,240	163,940	325,300	91	76,280	218,700	416,340
17	16,750	47,960	86,290	42	40,370	115,650	226,080	67	57,890	165,880	328,540	92	77,070	221,410	440,150
18	16,750	47,960	86,290	43	40,870	117,180	226,080	68	58,320	167,180	331,130	93	77,820	223,200	443,720
19	17,460	50,000	89,850	44	41,310	118,490	226,080	69	59,180	169,450	333,070	94	78,570	224,980	447,290
20	17,460	50,000	89,850	45	41,750	119,790	226,080	70	59,720	171,070	333,070	95	79,310	227,220	451,760
21	20,980	60,140	108,160	46	42,480	121,750	227,390	71	60,910	174,640	333,070	96	80,060	229,450	455,330
22	20,980	60,140	108,160	47	43,380	124,450	246,900	72	61,560	176,580	333,070	97	80,790	231,230	458,000
23	21,680	62,120	111,710	48	43,970	125,940	249,890	73	63,610	182,080	340,850	98	81,540	233,470	458,000
24	24,690	70,630	128,030	49	44,710	128,170	253,870	74	64,470	185,070	366,510	99	82,140	235,700	458,000
25	24,690	70,630	128,030	50	45,290	129,910	255,360	75	65,080	186,890	370,140	100	83,030	237,930	458,000

別表第2号ニの2

北海道旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃(幹線内相互発着となる場合)

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	4,100	11,680	22,230	26	12,360	35,370	67,080	51	19,050	54,400	103,330	76	26,780	76,460	145,160
2	4,100	11,680	22,230	27	12,360	35,370	67,080	52	19,380	55,390	105,320	77	27,110	77,440	147,090
3	4,100	11,680	22,230	28	12,520	35,860	68,060	53	19,710	56,140	106,810	78	27,540	78,730	149,040
4	4,850	13,800	26,240	29	12,520	35,860	68,060	54	19,960	56,880	108,310	79	27,650	79,050	150,340
5	5,220	14,930	28,290	30	12,730	36,350	69,000	55	20,370	58,120	110,290	80	28,080	80,350	152,280
6	5,590	15,940	30,330	31	12,860	36,730	69,700	56	20,700	59,120	112,280	81	28,970	82,530	157,070
7	6,550	18,700	35,490	32	12,860	36,730	69,700	57	20,860	59,620	113,270	82	29,210	83,260	158,530
8	7,170	20,480	38,840	33	12,960	37,010	70,270	58	21,280	60,860	115,750	83	29,580	84,350	160,710
9	7,630	21,770	41,180	34	13,060	37,300	70,850	59	21,690	61,860	117,240	84	29,810	85,080	161,430
10	7,810	22,320	42,290	35	13,340	38,170	72,580	60	21,950	62,730	119,150	85	30,180	86,180	163,620
11	8,940	25,530	48,340	36	13,580	38,760	73,850	61	22,040	62,960	119,630	86	30,420	86,900	165,080
12	9,110	26,050	49,380	37	13,640	38,920	73,850	62	22,420	64,100	121,920	87	30,790	88,000	167,260
13	9,290	26,570	50,410	38	13,970	39,910	75,840	63	22,800	65,260	123,640	88	31,150	89,090	169,440
14	9,520	27,210	51,580	39	14,020	40,070	76,170	64	23,090	66,110	125,360	89	31,270	89,450	169,440
15	9,520	27,210	51,580	40	14,410	41,070	78,160	65	23,470	66,970	127,080	90	31,760	90,540	172,100
16	11,200	31,980	60,570	41	14,850	42,500	80,880	66	23,850	68,120	129,360	91	31,850	91,130	172,570
17	11,440	32,660	61,930	42	15,100	43,250	81,990	67	24,040	68,690	130,510	92	32,260	92,330	174,990
18	11,440	32,660	61,930	43	15,540	44,360	84,240	68	24,520	70,120	133,370	93	32,520	93,140	176,600
19	11,620	33,160	62,940	44	15,720	44,930	85,370	69	24,610	70,410	133,940	94	32,660	93,140	177,410
20	11,820	33,760	63,960	45	16,100	46,060	87,610	70	24,940	71,260	135,440	95	33,070	94,350	179,830
21	12,110	34,560	65,570	46	17,490	50,100	94,960	71	25,170	71,930	136,720	96	33,330	95,160	180,630
22	12,280	35,080	66,610	47	17,640	50,520	95,830	72	25,490	72,900	138,670	97	33,740	96,360	183,050
23	12,280	35,080	66,610	48	18,150	51,620	98,450	73	26,020	74,200	141,270	98	34,130	97,170	184,660
24	12,360	35,370	67,080	49	18,370	52,490	99,750	74	26,250	74,840	142,560	99	34,270	97,580	185,470
25	12,360	35,370	67,080	50	18,800	53,800	101,930	75	26,460	75,500	143,210	100	34,540	98,380	187,080

別表第2号ニの3

北海道旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃(幹線内相互発着となる場合)

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	3,730	10,660	20,270	26	11,300	32,310	61,450	51	17,390	49,680	94,390	76	24,410	69,980	132,840
2	3,730	10,660	20,270	27	11,300	32,310	61,450	52	17,720	50,680	96,380	77	24,740	70,630	134,140
3	3,730	10,660	20,270	28	11,470	32,680	62,180	53	17,970	51,420	97,870	78	25,170	71,930	136,720
4	4,410	12,590	23,910	29	11,470	32,680	62,180	54	18,210	52,160	98,860	79	25,270	72,250	137,380
5	4,780	13,610	25,860	30	11,630	33,170	62,910	55	18,630	53,160	100,850	80	25,700	73,230	139,320
6	5,090	14,540	27,600	31	11,770	33,560	63,650	56	18,870	54,150	102,840	81	26,420	75,630	143,250
7	5,970	17,070	32,360	32	11,770	33,560	63,650	57	19,050	54,400	103,330	82	26,660	76,360	144,720
8	6,520	18,700	35,490	33	11,860	33,850	64,220	58	19,460	55,640	105,810	83	27,020	77,080	146,900
9	6,940	19,810	37,610	34	11,900	33,980	64,510	59	19,780	56,390	107,310	84	27,270	77,810	147,620
10	7,120	20,370	38,620	35	12,190	34,850	66,240	60	20,050	57,290	108,800	85	27,630	78,900	149,800
11	8,150	23,260	44,190	36	12,420	35,440	67,230	61	20,130	57,530	109,330	86	27,880	79,630	151,260
12	8,290	23,720	44,970	37	12,480	35,600	67,560	62	20,510	58,670	111,610	87	28,110	80,350	152,710
13	8,490	24,240	46,010	38	12,750	36,430	69,220	63	20,890	59,530	113,330	88	28,490	81,440	154,890
14	8,690	24,820	47,050	39	12,810	36,590	69,550	64	21,180	60,390	114,480	89	28,600	81,810	154,890
15	8,690	24,820	47,050	40	13,130	37,590	71,210	65	21,370	61,240	116,200	90	28,960	82,820	157,070
16	10,210	29,100	55,330	41	13,610	38,750	73,760	66	21,750	62,110	117,910	91	29,030	83,060	158,060
17	10,430	29,780	56,510	42	13,850	39,490	74,880	67	21,940	62,670	119,060	92	29,430	84,270	160,470
18	10,430	29,780	56,510	43	14,170	40,620	77,120	68	22,420	64,100	121,920	93	29,710	85,080	161,280
19	10,600	30,200	57,350	44	14,350	41,000	77,870	69	22,510	64,390	122,500	94	29,830	85,480	162,090
20	10,770	30,800	58,370	45	14,720	42,120	79,750	70	22,790	65,140	123,640	95	30,240	86,280	164,500
21	11,040	31,530	59,930	46	15,970	45,740	86,690	71	23,000	65,770	125,070	96	30,510	87,090	165,310
22	11,210	32,050	60,760	47	16,110	46,180	87,560	72	23,320	66,740	126,360	97	30,770	87,890	166,920
23	11,210	32,050	60,760	48	16,550	47,260	89,730	73	23,760	67,720	128,960	98	31,180	89,110	168,530
24	11,300	32,310	61,450	49	16,770	47,910	91,040	74	23,980	68,360	130,250	99	31,320	89,110	169,340
25	11,300	32,310	61,450	50	17,130	49,000	93,220	75	24,080	69,020	130,890	100	31,450	89,910	170,950

別表第2号ニの4

北海道旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃(幹線内相互発着となる場合)

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,940	8,430	15,950	26	8,900	25,460	48,480	51	13,740	39,250	74,520	76	19,340	55,410	104,980
2	2,940	8,430	15,950	27	8,900	25,460	48,480	52	14,000	40,240	76,500	77	19,550	56,050	106,270
3	2,940	8,430	15,950	28	9,010	25,830	48,960	53	14,240	40,740	77,500	78	19,870	56,700	108,210
4	3,470	9,970	18,860	29	9,010	25,830	48,960	54	14,400	41,230	78,490	79	19,980	57,030	108,210
5	3,760	10,750	20,410	30	9,140	26,180	49,700	55	14,730	41,980	79,980	80	20,300	58,000	110,160
6	4,020	11,470	21,770	31	9,270	26,500	50,400	56	14,910	42,730	81,480	81	20,850	59,630	113,440
7	4,710	13,450	25,550	32	9,270	26,500	50,400	57	15,070	42,970	81,970	82	21,090	60,360	114,900
8	5,160	14,730	27,900	33	9,370	26,780	50,980	58	15,400	43,970	83,470	83	21,330	61,080	116,350
9	5,450	15,620	29,570	34	9,410	26,930	50,980	59	15,640	44,710	84,950	84	21,570	61,450	117,080
10	5,590	16,020	30,350	35	9,650	27,510	52,420	60	15,850	45,230	85,870	85	21,820	62,170	118,530
11	6,390	18,340	34,730	36	9,830	27,980	53,320	61	15,940	45,500	86,430	86	21,940	62,900	119,260
12	6,530	18,660	35,380	37	9,830	28,150	53,660	62	16,210	46,370	88,150	87	22,300	63,630	120,710
13	6,670	19,050	36,160	38	10,110	28,820	54,980	63	16,500	47,220	89,870	88	22,540	64,350	122,170
14	6,820	19,510	37,060	39	10,110	28,980	54,980	64	16,690	47,800	91,010	89	22,540	64,720	122,890
15	6,820	19,510	37,060	40	10,370	29,640	56,310	65	16,890	48,360	92,160	90	22,900	65,440	124,350
16	8,040	22,930	43,480	41	10,730	30,700	58,400	66	17,170	49,230	93,300	91	22,990	65,720	124,990
17	8,210	23,440	44,500	42	10,920	31,260	59,530	67	17,370	49,520	94,440	92	23,250	66,530	126,600
18	8,210	23,440	44,500	43	11,230	32,010	61,030	68	17,740	50,660	96,160	93	23,520	67,340	128,210
19	8,310	23,770	45,180	44	11,360	32,390	61,780	69	17,740	50,950	96,740	94	23,660	67,340	128,210
20	8,460	24,200	46,020	45	11,600	33,320	63,270	70	17,950	51,510	97,880	95	23,930	68,140	129,830
21	8,700	24,850	47,190	46	12,630	36,150	68,830	71	18,150	52,160	99,150	96	24,050	68,950	130,630
22	8,800	25,160	47,810	47	12,770	36,590	69,260	72	18,470	52,820	100,440	97	24,330	69,350	132,250
23	8,800	25,160	47,810	48	13,070	37,460	71,000	73	18,790	53,780	102,380	98	24,600	70,150	133,870
24	8,900	25,460	48,450	49	13,290	37,900	72,310	74	18,900	54,110	103,040	99	24,730	70,560	133,870
25	8,900	25,460	48,480	50	13,580	38,770	73,620	75	19,110	54,430	103,680	100	24,860	71,370	135,480

別表第2号ニの5

北海道旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃(幹線内相互発着となる場合)

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	1,460	4,230	8,060	26	4,440	12,770	24,310	51	6,920	19,740	37,760	76	9,720	27,860	52,820
2	1,460	4,230	8,060	27	4,440	12,770	24,310	52	7,080	20,250	38,500	77	9,830	28,190	53,460
3	1,460	4,230	8,060	28	4,490	12,850	24,480	53	7,160	20,500	39,000	78	9,990	28,510	54,430
4	1,750	5,010	9,550	29	4,490	12,850	24,480	54	7,280	20,750	39,500	79	10,040	28,670	54,750
5	1,890	5,400	10,290	30	4,520	12,930	24,580	55	7,410	21,240	40,240	80	10,200	29,160	55,410
6	2,020	5,780	11,000	31	4,630	13,250	25,200	56	7,530	21,490	40,980	81	10,430	29,820	56,730
7	2,250	6,510	12,370	32	4,630	13,250	25,200	57	7,570	21,740	41,230	82	10,540	30,180	57,450
8	2,480	7,110	13,500	33	4,680	13,390	25,340	58	7,750	22,230	42,220	83	10,660	30,540	58,180
9	2,630	7,530	14,310	34	4,700	13,470	25,480	59	7,860	22,480	42,720	84	10,790	30,720	58,540
10	2,700	7,730	14,680	35	4,800	13,750	26,210	60	7,980	22,780	43,270	85	10,910	31,090	59,270
11	3,190	9,170	17,370	36	4,890	14,000	26,660	61	7,980	22,780	43,270	86	10,960	31,450	59,630
12	3,260	9,330	17,700	37	4,910	14,070	26,830	62	8,110	23,180	44,080	87	11,150	31,820	60,360
13	3,320	9,490	18,080	38	5,050	14,400	27,490	63	8,250	23,610	44,940	88	11,210	32,180	61,090
14	3,410	9,750	18,530	39	5,050	14,490	27,490	64	8,340	23,890	45,500	89	11,280	32,370	61,450
15	3,410	9,750	18,530	40	5,190	14,820	28,150	65	8,480	24,170	46,070	90	11,460	32,720	62,170
16	3,920	11,220	21,280	41	5,370	15,360	29,200	66	8,580	24,600	46,920	91	11,490	32,860	62,500
17	4,010	11,460	21,780	42	5,460	15,630	29,770	67	8,670	24,740	47,210	92	11,630	33,270	63,310
18	4,010	11,460	21,780	43	5,620	16,010	30,520	68	8,870	25,310	48,070	93	11,770	33,660	64,110
19	4,090	11,630	22,100	44	5,670	16,190	30,880	69	8,910	25,450	48,340	94	11,830	33,660	64,110
20	4,140	11,840	22,440	45	5,800	16,570	31,640	70	9,000	25,740	48,920	95	11,960	34,070	64,920
21	4,420	12,680	24,120	46	6,340	18,150	34,350	71	9,180	26,240	49,900	96	12,030	34,470	65,320
22	4,440	12,770	24,310	47	6,400	18,260	34,770	72	9,280	26,560	50,540	97	12,160	34,680	66,120
23	4,440	12,770	24,310	48	6,550	18,680	35,640	73	9,450	27,060	51,520	98	12,300	35,080	66,930
24	4,440	12,770	24,310	49	6,630	19,010	36,070	74	9,510	27,220	51,840	99	12,360	35,290	66,930
25	4,440	12,770	24,310	50	6,770	19,440	36,940	75	9,620	27,380	52,160	100	12,440	35,480	67,730

別表第2号ニの18

九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	3,450	9,820	18,580	26	10,670	30,410	57,590	51	15,200	43,330	82,090	76	21,740	61,970	117,380
2	3,510	9,990	18,930	27	10,690	30,470	57,710	52	15,550	44,300	83,940	77	22,000	62,710	118,790
3	3,530	10,050	19,060	28	10,860	30,930	58,580	53	15,740	44,870	85,020	78	22,360	63,730	120,780
4	3,960	11,280	21,370	29	10,870	30,930	58,650	54	15,950	45,450	86,130	79	22,470	64,030	121,310
5	4,330	12,380	23,430	30	11,020	31,360	59,410	55	16,290	46,410	87,920	80	22,790	64,970	123,110
6	4,640	13,240	25,070	31	11,130	31,690	60,090	56	16,560	47,200	89,420	81	23,160	66,010	125,070
7	5,140	14,650	27,740	32	11,150	31,770	60,210	57	16,700	47,600	90,180	82	23,350	66,580	126,120
8	5,640	16,060	30,450	33	11,260	32,070	60,770	58	17,020	48,540	91,940	83	23,660	67,440	127,760
9	6,020	17,150	32,470	34	11,310	32,230	61,090	59	17,310	49,330	93,460	84	23,880	68,050	128,920
10	6,240	17,800	33,690	35	11,570	32,970	62,430	60	17,590	50,110	94,910	85	24,190	68,960	130,630
11	7,520	21,430	40,540	36	11,630	33,160	62,800	61	17,690	50,410	95,510	86	24,410	69,530	131,750
12	7,720	21,980	41,650	37	11,680	33,270	63,040	62	18,020	51,350	97,250	87	24,720	70,420	133,440
13	7,910	22,540	42,700	38	11,970	34,110	64,620	63	18,320	52,250	98,970	88	24,990	71,220	134,920
14	8,120	23,100	43,740	39	12,050	34,330	65,030	64	18,580	52,950	100,290	89	25,090	71,500	135,440
15	8,160	23,250	44,040	40	12,370	35,250	66,790	65	18,840	53,660	101,660	90	25,430	72,480	137,320
16	9,610	27,390	51,930	41	12,720	36,270	68,710	66	19,140	54,550	103,380	91	25,750	73,370	139,010
17	9,870	28,110	53,250	42	12,960	36,900	69,930	67	19,310	55,020	104,250	92	26,110	74,380	140,930
18	9,900	28,200	53,410	43	13,280	37,870	71,760	68	19,800	56,400	106,880	93	26,340	75,040	142,200
19	10,030	28,610	54,210	44	13,450	38,330	72,610	69	19,880	56,670	107,350	94	26,440	75,340	142,750
20	10,180	29,020	54,980	45	13,740	39,200	74,270	70	20,190	57,530	108,990	95	26,790	76,390	144,720
21	10,340	29,460	55,810	46	13,860	39,580	74,970	71	20,420	58,210	110,290	96	27,020	76,990	145,880
22	10,490	29,910	56,630	47	14,000	39,900	75,570	72	20,720	59,060	111,870	97	27,270	77,710	147,220
23	10,490	29,910	56,630	48	14,360	40,910	77,510	73	21,100	60,120	113,920	98	27,600	78,660	149,030
24	10,600	30,190	57,180	49	14,600	41,590	78,790	74	21,290	60,650	114,910	99	27,730	78,990	149,670
25	10,630	30,270	57,340	50	14,960	42,610	80,740	75	21,460	61,160	115,860	100	27,950	79,650	150,920

別表第2号ニの19

九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額(地方交通線内相互発着となる場合)
(円)

擬制 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	3,850	10,990	20,790
16	-	-	-	50,020
17	15	9,670	27,570	50,140

別表第2号ニの20

九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)
(円)

運賃 計算 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	3,850	10,990	20,790

別表第2号ニの21

九州旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	3,120	8,890	16,830	26	9,690	27,640	52,350	51	13,780	39,300	74,460	76	19,620	55,950	105,970
2	3,180	9,050	17,170	27	9,710	27,700	52,470	52	14,090	40,150	76,090	77	19,870	56,640	107,300
3	3,210	9,150	17,360	28	9,860	28,090	53,210	53	14,260	40,670	77,070	78	20,180	57,520	109,020
4	3,600	10,260	19,440	29	9,870	28,130	53,330	54	14,440	41,180	78,020	79	20,280	57,790	109,500
5	3,930	11,250	21,280	30	10,020	28,520	54,010	55	14,760	42,040	79,650	80	20,560	58,630	111,100
6	4,200	12,010	22,740	31	10,110	28,810	54,630	56	15,000	42,750	81,010	81	20,900	59,560	112,870
7	4,670	13,300	25,190	32	10,130	28,880	54,750	57	15,120	43,090	81,640	82	21,080	60,110	113,870
8	5,110	14,570	27,630	33	10,230	29,140	55,210	58	15,410	43,950	83,240	83	21,350	60,860	115,310
9	5,450	15,560	29,450	34	10,280	29,300	55,550	59	15,660	44,630	84,570	84	21,550	61,420	116,360
10	5,670	16,200	30,650	35	10,510	29,950	56,720	60	15,920	45,350	85,890	85	21,820	62,220	117,870
11	6,820	19,460	36,810	36	10,560	30,120	57,050	61	16,010	45,640	86,450	86	22,020	62,740	118,890
12	7,000	19,940	37,810	37	10,620	30,250	57,320	62	16,310	46,480	88,030	87	22,300	63,520	120,360
13	7,180	20,470	38,770	38	10,870	30,990	58,720	63	16,570	47,270	89,550	88	22,550	64,270	121,760
14	7,370	20,990	39,730	39	10,950	31,190	59,090	64	16,800	47,880	90,700	89	22,630	64,500	122,190
15	7,400	21,100	39,980	40	11,240	32,040	60,700	65	17,040	48,520	91,930	90	22,940	65,390	123,880
16	8,710	24,850	47,120	41	11,550	32,930	62,380	66	17,310	49,330	93,510	91	23,220	66,180	125,410
17	8,960	25,530	48,350	42	11,770	33,500	63,490	67	17,460	49,760	94,300	92	23,540	67,070	127,100
18	8,980	25,590	48,460	43	12,060	34,390	65,160	68	17,900	50,990	96,630	93	23,750	67,680	128,250
19	9,120	26,020	49,300	44	12,210	34,810	65,950	69	17,970	51,240	97,050	94	23,840	67,950	128,740
20	9,250	26,390	49,990	45	12,470	35,570	67,410	70	18,240	52,000	98,500	95	24,150	68,880	130,480
21	9,390	26,780	50,740	46	12,580	35,910	68,040	71	18,450	52,610	99,680	96	24,360	69,430	131,530
22	9,530	27,190	51,490	47	12,710	36,220	68,620	72	18,730	53,380	101,120	97	24,590	70,070	132,750
23	9,530	27,190	51,490	48	13,030	37,110	70,320	73	19,060	54,330	102,940	98	24,890	70,920	134,380
24	9,630	27,440	51,980	49	13,250	37,740	71,490	74	19,220	54,770	103,790	99	24,990	71,210	134,920
25	9,660	27,510	52,130	50	13,560	38,640	73,210	75	19,380	55,230	104,640	100	25,200	71,810	136,060

別表第2号ニの22

九州旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額(地方交通線内相互発着となる場合)

(円)

擬制 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	3,490	9,890	18,720
16	-	8,640	24,610	45,020
17	15	8,710	24,800	45,130

別表第2号ニの23

九州旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)

(円)

運賃 計算 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	3,490	9,890	18,720

別表第2号ニの24

九州旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,480	7,070	13,370	26	7,740	22,070	41,800	51	10,950	31,210	59,140	76	15,430	43,970	83,310
2	2,540	7,240	13,720	27	7,760	22,130	41,920	52	11,170	31,860	60,380	77	15,600	44,490	84,290
3	2,560	7,290	13,850	28	7,880	22,450	42,520	53	11,300	32,280	61,130	78	15,830	45,130	85,590
4	2,860	8,160	15,460	29	7,890	22,470	42,630	54	11,450	32,640	61,850	79	15,910	45,360	85,960
5	3,140	8,980	17,000	30	8,010	22,780	43,170	55	11,690	33,320	63,110	80	16,130	46,020	87,200
6	3,360	9,610	18,180	31	8,080	23,010	43,650	56	11,870	33,850	64,150	81	16,390	46,740	88,580
7	3,730	10,620	20,110	32	8,100	23,090	43,770	57	11,970	34,120	64,640	82	16,530	47,150	89,330
8	4,080	11,630	22,060	33	8,180	23,300	44,140	58	12,190	34,770	65,870	83	16,740	47,720	90,410
9	4,350	12,420	23,520	34	8,220	23,430	44,420	59	12,390	35,310	66,930	84	16,890	48,140	91,200
10	4,530	12,950	24,500	35	8,400	23,940	45,340	60	12,580	35,840	67,870	85	17,110	48,780	92,390
11	5,440	15,510	29,360	36	8,440	24,070	45,600	61	12,650	36,060	68,290	86	17,250	49,160	93,170
12	5,580	15,910	30,160	37	8,490	24,190	45,830	62	12,870	36,690	69,510	87	17,470	49,770	94,320
13	5,740	16,350	30,980	38	8,690	24,750	46,900	63	13,080	37,320	70,710	88	17,650	50,320	95,330
14	5,880	16,730	31,670	39	8,750	24,930	47,230	64	13,250	37,790	71,570	89	17,720	50,500	95,670
15	5,920	16,870	31,970	40	8,980	25,600	48,500	65	13,450	38,290	72,550	90	17,960	51,190	96,970
16	6,930	19,770	37,480	41	9,230	26,320	49,850	66	13,640	38,890	73,700	91	18,170	51,790	98,130
17	7,140	20,350	38,550	42	9,400	26,750	50,700	67	13,760	39,220	74,340	92	18,430	52,500	99,480
18	7,160	20,410	38,660	43	9,620	27,440	52,000	68	14,090	40,150	76,070	93	18,580	52,930	100,340
19	7,290	20,800	39,390	44	9,720	27,750	52,550	69	14,150	40,350	76,410	94	18,650	53,150	100,720
20	7,390	21,080	39,930	45	9,930	28,340	53,690	70	14,360	40,940	77,570	95	18,890	53,880	102,070
21	7,500	21,390	40,520	46	10,010	28,610	54,180	71	14,530	41,410	78,470	96	19,050	54,290	102,850
22	7,610	21,710	41,110	47	10,110	28,820	54,600	72	14,730	41,970	79,510	97	19,220	54,770	103,770
23	7,610	21,710	41,110	48	10,370	29,530	55,960	73	14,990	42,730	80,960	98	19,450	55,420	105,020
24	7,690	21,910	41,510	49	10,540	30,000	56,840	74	15,110	43,080	81,630	99	19,530	55,650	105,440
25	7,710	21,970	41,630	50	10,780	30,700	58,160	75	15,230	43,430	82,270	100	19,690	56,100	106,280

別表第2号ニの25

九州旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額(地方交通線内相互発着となる場合)

(円)

擬制 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	2,710	7,650	14,510
11	-	5,320	15,170	28,740
16	-	6,700	19,030	34,840
17	15	6,780	19,280	35,120

別表第2号ニの26

九州旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)

(円)

運賃 計算 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	2,710	7,650	14,510
11	10	5,320	15,170	28,740

別表第2号ホの2

北海道旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃(地方交通線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	4,110	11,720	22,230	26	12,520	35,860	68,060	51	20,040	55,890	105,820	76	28,600	79,620	150,530
2	4,110	11,720	22,230	27	12,730	36,350	69,000	52	20,450	57,140	108,300	77	28,960	80,720	152,720
3	4,110	11,720	22,230	28	12,740	36,370	69,000	53	20,860	58,130	109,790	78	29,210	81,450	154,170
4	4,980	14,190	26,830	29	12,860	36,730	69,700	54	21,120	59,110	111,780	79	29,570	82,540	156,350
5	5,380	15,310	29,060	30	12,860	36,730	69,700	55	21,470	59,810	113,340	80	29,940	83,630	158,530
6	5,790	16,520	31,300	31	12,860	36,730	69,700	56	21,470	59,810	113,340	81	30,550	85,080	161,440
7	6,680	19,010	36,050	32	13,050	37,150	70,340	57	21,840	60,960	115,050	82	30,780	86,170	162,890
8	7,340	20,850	39,510	33	13,080	37,260	70,540	58	22,130	61,820	116,770	83	30,910	86,280	162,890
9	7,750	22,180	41,930	34	13,410	38,250	72,530	59	22,520	62,680	118,490	84	31,180	87,090	164,500
10	7,990	22,750	43,200	35	13,470	38,420	72,860	60	22,900	63,820	120,770	85	31,320	87,090	165,310
11	9,070	25,920	49,120	36	13,850	39,410	74,850	61	23,560	65,830	124,790	86	31,720	88,300	167,730
12	9,310	26,570	50,280	37	14,290	40,740	77,170	62	23,660	66,120	125,350	87	31,990	89,110	168,530
13	9,310	26,570	50,410	38	14,470	41,370	78,250	63	24,040	66,970	127,070	88	32,390	90,310	170,950
14	10,510	30,010	54,830	39	14,910	42,120	79,750	64	24,310	67,820	128,220	89	32,790	91,130	172,570
15	10,510	30,010	54,830	40	15,100	42,120	79,750	65	24,410	68,040	128,950	90	32,930	91,530	173,380
16	11,440	32,660	61,930	41	15,980	44,560	84,240	66	24,940	69,340	131,550	91	33,190	92,740	174,990
17	11,540	32,910	62,260	42	16,920	47,260	89,300	67	25,170	69,980	132,840	92	33,480	93,300	176,780
18	11,540	32,910	62,260	43	17,420	48,350	91,910	68	25,380	70,640	133,490	93	33,780	94,190	177,670
19	11,900	33,930	64,290	44	17,650	49,230	93,220	69	25,700	71,600	135,440	94	34,080	94,640	179,450
20	12,010	34,270	64,980	45	18,080	50,530	95,390	70	26,030	72,580	137,370	95	34,520	95,970	182,130
21	12,360	35,370	67,080	46	18,300	51,190	96,700	71	26,570	74,190	140,620	96	34,820	96,870	183,020
22	12,360	35,370	67,080	47	18,550	51,670	97,870	72	27,000	75,490	142,560	97	35,120	98,210	185,700
23	12,360	35,370	67,080	48	18,880	52,420	99,360	73	27,980	77,810	147,620	98	35,560	99,110	187,490
24	12,360	35,370	67,080	49	19,130	53,160	100,860	74	28,000	77,810	147,620	99	35,710	99,540	188,380
25	12,520	35,860	68,060	50	19,540	54,400	102,830	75	28,370	78,900	149,800	100	36,160	100,890	191,060

別表第2号ホの3

北海道旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃(地方交通線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	3,740	10,700	20,340	26	11,470	32,680	62,180	51	19,050	54,400	103,330	76	27,270	77,810	147,620
2	3,740	10,700	20,340	27	11,630	33,170	62,910	52	19,460	55,640	105,810	77	27,630	78,900	149,800
3	3,740	10,700	20,340	28	11,650	33,220	62,980	53	19,780	56,390	107,310	78	27,880	79,630	151,260
4	4,670	13,370	25,370	29	11,770	33,560	63,650	54	20,120	57,380	108,800	79	28,110	80,350	152,710
5	5,050	14,440	27,410	30	11,860	33,850	64,220	55	20,440	58,430	111,120	80	28,490	81,440	154,890
6	5,410	15,510	29,450	31	12,190	34,850	66,240	56	20,510	58,670	111,610	81	28,970	82,900	157,070
7	6,260	17,910	33,980	32	12,370	35,290	66,940	57	20,890	59,530	113,330	82	29,330	83,620	159,250
8	6,840	19,530	37,100	33	12,480	35,600	67,560	58	21,180	60,390	114,480	83	29,430	84,270	160,470
9	7,250	20,740	39,400	34	12,750	36,430	69,220	59	21,370	61,240	116,200	84	29,710	85,080	161,280
10	7,450	21,310	40,440	35	12,810	36,590	69,550	60	21,750	62,110	117,910	85	29,830	85,480	162,090
11	8,490	24,240	46,010	36	13,130	37,590	71,210	61	22,420	64,100	121,920	86	30,240	86,280	164,500
12	8,690	24,820	47,050	37	13,580	38,760	73,530	62	22,510	64,390	122,500	87	30,510	87,090	165,310
13	8,690	24,820	47,050	38	13,850	39,490	74,880	63	22,800	65,260	123,640	88	30,770	87,890	166,920
14	9,790	27,930	51,190	39	14,170	40,620	77,120	64	23,090	65,820	125,120	89	31,180	89,110	168,530
15	9,790	27,930	51,190	40	14,350	41,000	77,870	65	23,320	66,740	126,360	90	31,320	89,110	169,340
16	10,430	29,780	56,510	41	15,160	43,250	82,370	66	23,760	67,720	128,960	91	31,580	90,310	171,770
17	10,600	30,200	57,350	42	16,110	46,180	87,560	67	23,980	68,360	130,250	92	32,000	91,510	173,210
18	10,770	30,800	58,370	43	16,550	47,260	89,730	68	24,080	69,020	130,890	93	32,280	91,960	174,990
19	11,080	31,730	60,240	44	16,770	47,910	91,040	69	24,410	69,980	132,840	94	32,430	92,850	175,880
20	11,210	31,990	60,760	45	17,130	49,000	93,220	70	24,740	70,630	134,140	95	32,880	93,740	178,560
21	11,300	32,310	61,450	46	17,420	49,660	94,530	71	25,270	72,250	137,380	96	33,180	94,640	179,450
22	11,300	32,310	61,450	47	17,720	50,680	96,380	72	25,700	73,230	139,320	97	33,480	95,530	182,130
23	11,300	32,310	61,450	48	17,970	51,420	97,870	73	26,460	75,820	143,860	98	33,930	96,870	183,920
24	11,300	32,310	61,450	49	18,210	52,160	98,860	74	26,660	76,360	144,720	99	34,070	97,310	184,800
25	11,470	32,680	62,180	50	18,630	53,160	100,850	75	27,020	77,080	146,900	100	34,370	98,210	186,590

別表第2号ホの4

北海道旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃(地方交通線内相互発着となる場合)

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,940	8,430	16,020	26	9,010	25,830	48,960	51	15,070	42,970	81,970	76	21,570	61,450	117,080
2	2,940	8,430	16,020	27	9,140	26,180	49,700	52	15,400	43,970	83,470	77	21,820	62,170	118,530
3	2,940	8,430	16,020	28	9,160	26,180	49,780	53	15,640	44,710	84,950	78	21,940	62,900	119,260
4	3,690	10,550	20,020	29	9,270	26,500	50,400	54	15,900	45,460	85,950	79	22,300	63,630	120,710
5	3,970	11,370	21,580	30	9,370	26,780	50,980	55	16,130	46,100	87,600	80	22,540	64,350	122,170
6	4,270	12,200	23,230	31	9,650	27,510	52,420	56	16,210	46,370	88,150	81	22,910	65,440	124,350
7	4,920	14,110	26,730	32	9,730	27,860	53,080	57	16,500	47,220	89,870	82	23,150	66,170	125,810
8	5,380	15,380	29,260	33	9,830	28,150	53,660	58	16,690	47,800	91,010	83	23,250	66,530	126,600
9	5,710	16,300	30,990	34	10,110	28,820	54,980	59	16,890	48,360	92,160	84	23,520	67,340	128,210
10	5,860	16,700	31,800	35	10,110	28,980	54,980	60	17,170	49,230	93,300	85	23,660	67,340	128,210
11	6,670	19,050	36,160	36	10,370	29,640	56,310	61	17,740	50,660	96,160	86	23,930	68,140	129,830
12	6,820	19,510	37,060	37	10,700	30,640	58,290	62	17,740	50,950	96,740	87	24,050	68,950	130,630
13	6,820	19,510	37,060	38	10,920	31,260	59,530	63	18,030	51,510	97,880	88	24,330	69,350	132,250
14	7,670	21,960	40,300	39	11,230	32,010	61,030	64	18,220	52,090	99,020	89	24,600	70,150	133,870
15	7,670	21,960	40,300	40	11,360	32,390	61,780	65	18,470	52,820	100,440	90	24,730	70,560	133,870
16	8,210	23,440	44,500	41	11,980	34,260	65,150	66	18,790	53,780	102,380	91	25,000	71,370	135,480
17	8,310	23,770	45,180	42	12,770	36,590	69,260	67	18,900	54,110	103,040	92	25,290	72,320	137,490
18	8,460	24,200	46,020	43	13,070	37,460	71,000	68	19,110	54,430	103,680	93	25,440	72,760	138,380
19	8,740	24,950	47,380	44	13,290	37,900	72,310	69	19,340	55,410	104,980	94	25,590	73,210	139,280
20	8,800	25,140	47,790	45	13,580	38,770	73,620	70	19,550	56,050	106,270	95	26,040	74,550	141,060
21	8,900	25,460	48,450	46	13,730	39,210	74,920	71	19,980	57,030	108,210	96	26,190	74,990	141,950
22	8,900	25,460	48,480	47	14,000	40,240	76,500	72	20,300	58,000	110,160	97	26,490	75,890	143,750
23	8,900	25,460	48,480	48	14,240	40,740	77,500	73	20,960	59,940	113,400	98	26,780	76,330	145,530
24	8,900	25,460	48,480	49	14,400	41,230	78,490	74	21,090	60,360	114,900	99	26,930	76,780	146,420
25	9,010	25,830	48,960	50	14,730	41,980	79,980	75	21,330	61,080	116,350	100	27,230	77,680	147,320

別表第2号ホの5

北海道旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃(地方交通線内相互発着となる場合)

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	1,480	4,250	8,060	26	4,490	12,850	24,480	51	7,570	21,740	41,230	76	10,790	30,720	58,540
2	1,480	4,250	8,060	27	4,520	12,930	24,580	52	7,750	22,230	42,220	77	10,910	31,090	59,270
3	1,480	4,250	8,060	28	4,520	12,930	24,580	53	7,860	22,480	42,720	78	10,960	31,450	59,630
4	1,870	5,310	10,110	29	4,630	13,250	25,200	54	7,990	22,850	43,470	79	11,150	31,820	60,360
5	2,010	5,740	10,900	30	4,680	13,390	25,340	55	8,120	23,210	44,130	80	11,210	32,180	61,090
6	2,140	6,150	11,700	31	4,800	13,750	26,210	56	8,120	23,210	44,130	81	11,460	32,720	62,170
7	2,560	7,350	13,990	32	4,870	13,960	26,640	57	8,250	23,610	44,940	82	11,580	33,090	62,900
8	2,790	8,030	15,260	33	4,910	14,070	26,830	58	8,340	23,890	45,500	83	11,630	33,270	63,310
9	2,970	8,500	16,130	34	5,050	14,400	27,490	59	8,480	24,170	46,070	84	11,770	33,660	64,110
10	3,050	8,730	16,590	35	5,050	14,490	27,490	60	8,580	24,600	46,920	85	11,830	33,660	64,110
11	3,320	9,490	18,080	36	5,190	14,820	28,150	61	8,870	25,310	48,070	86	11,960	34,070	64,920
12	3,410	9,750	18,530	37	5,360	15,320	29,150	62	8,910	25,450	48,340	87	12,030	34,470	65,320
13	3,410	9,750	18,530	38	5,460	15,630	29,770	63	9,000	25,740	48,920	88	12,160	34,680	66,120
14	3,820	10,950	20,150	39	5,620	16,010	30,520	64	9,100	26,020	49,490	89	12,300	35,080	66,930
15	3,820	10,950	20,150	40	5,670	16,190	30,880	65	9,280	26,560	50,540	90	12,360	35,290	66,930
16	4,010	11,460	21,780	41	5,960	17,130	32,570	66	9,450	27,060	51,520	91	12,440	35,680	67,730
17	4,090	11,630	22,100	42	6,400	18,260	34,770	67	9,510	27,220	51,840	92	12,650	36,390	69,190
18	4,140	11,840	22,440	43	6,550	18,680	35,640	68	9,620	27,380	52,160	93	12,800	36,610	69,640
19	4,270	12,220	23,180	44	6,630	19,010	36,070	69	9,720	27,860	52,820	94	12,870	36,820	70,090
20	4,290	12,330	23,470	45	6,770	19,440	36,940	70	9,830	28,190	53,460	95	13,020	37,270	70,980
21	4,420	12,720	24,240	46	6,870	19,660	37,370	71	10,040	28,670	54,750	96	13,170	37,720	71,420
22	4,440	12,770	24,310	47	7,080	20,250	38,500	72	10,200	29,160	55,410	97	13,320	37,950	72,320
23	4,440	12,770	24,310	48	7,160	20,500	39,000	73	10,450	29,910	56,900	98	13,460	38,400	73,210
24	4,440	12,770	24,310	49	7,280	20,750	39,500	74	10,540	30,180	57,450	99	13,460	38,610	73,660
25	4,490	12,850	24,480	50	7,410	21,240	40,240	75	10,660	30,540	58,180	100	13,610	39,060	74,110

別表第2号ヨの2

大人通勤定期旅客運賃(大阪附近における電車特定区間相互発着となる場合)

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	4,010	11,450	19,270	26	14,110	40,230	69,010	51	23,730	67,610	128,110	76	34,610	98,680	184,530
2	4,010	11,450	19,270	27	14,380	40,980	69,010	52	24,170	68,930	130,580	77	35,010	99,790	184,530
3	4,010	11,450	19,270	28	14,380	40,980	69,010	53	24,560	70,000	132,620	78	35,470	101,080	184,530
4	5,020	14,290	24,070	29	14,380	40,980	69,010	54	25,080	71,450	136,390	79	35,920	102,400	184,530
5	5,020	14,290	24,070	30	14,380	40,980	69,010	55	25,490	72,590	136,390	80	36,380	103,690	184,530
6	5,020	14,290	24,070	31	16,350	46,640	81,830	56	25,930	73,890	136,390	81	37,030	105,520	199,960
7	5,350	15,240	25,670	32	16,800	47,890	81,830	57	26,310	74,990	136,390	82	37,460	106,770	202,310
8	5,350	15,240	25,670	33	17,060	48,590	81,830	58	26,810	76,440	136,390	83	37,900	108,020	204,650
9	5,350	15,240	25,670	34	17,060	48,590	81,830	59	27,210	77,560	136,390	84	38,340	109,270	207,060
10	5,350	15,240	25,670	35	17,060	48,590	81,830	60	27,650	78,810	136,390	85	38,870	110,740	210,200
11	6,690	19,040	32,090	36	18,500	52,730	94,670	61	28,020	79,900	151,410	86	39,300	112,000	210,200
12	6,690	19,040	32,090	37	18,930	53,960	94,670	62	28,450	81,040	153,560	87	39,730	113,250	210,200
13	6,690	19,040	32,090	38	19,310	55,020	94,670	63	28,910	82,390	156,080	88	40,170	114,480	210,200
14	6,690	19,040	32,090	39	19,640	56,010	94,670	64	29,320	83,530	158,250	89	40,600	115,750	210,200
15	6,690	19,040	32,090	40	19,710	56,210	94,670	65	29,840	85,060	160,460	90	41,040	116,970	210,200
16	9,360	26,680	44,940	41	20,540	58,570	105,900	66	30,230	86,200	160,460	91	41,380	117,990	223,540
17	9,360	26,680	44,940	42	20,850	59,460	105,900	67	30,650	87,340	160,460	92	41,890	119,370	226,190
18	9,360	26,680	44,940	43	21,170	60,320	105,900	68	31,120	88,680	160,460	93	42,270	120,460	228,240
19	9,360	26,680	44,940	44	21,610	61,600	105,900	69	31,590	90,010	160,460	94	42,770	121,890	230,960
20	9,360	26,680	44,940	45	21,920	62,490	105,900	70	32,050	91,340	160,460	95	43,130	122,980	234,270
21	12,030	34,300	57,780	46	21,980	62,700	118,740	71	32,310	92,090	174,500	96	43,620	124,370	234,270
22	12,030	34,300	57,780	47	22,290	63,520	118,740	72	32,850	93,650	177,470	97	44,130	125,770	234,270
23	12,030	34,300	57,780	48	22,640	64,520	118,740	73	33,240	94,740	179,490	98	44,520	126,890	234,270
24	12,030	34,300	57,780	49	22,920	65,330	118,740	74	33,720	96,070	182,030	99	45,000	128,240	234,270
25	12,030	34,300	57,780	50	23,240	66,190	118,740	75	34,080	97,110	184,530	100	45,480	129,640	234,270

(注) 表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

別表第2号タの2

大人通学定期旅客運賃(大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合)

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,330	6,680	12,640	26	7,990	22,770	43,130	51	11,720	33,390	63,250	76	17,320	49,360	93,520
2	2,330	6,680	12,640	27	7,990	22,770	43,130	52	12,000	34,200	64,790	77	17,540	50,030	94,770
3	2,330	6,680	12,640	28	8,120	23,110	43,820	53	12,190	34,710	65,770	78	17,860	50,900	96,470
4	2,750	7,840	14,870	29	8,120	23,110	43,820	54	12,350	35,220	66,750	79	17,940	51,180	96,940
5	2,980	8,510	16,130	30	8,260	23,520	44,590	55	12,650	36,050	68,310	80	18,260	52,050	98,640
6	3,240	9,230	17,440	31	8,380	23,860	45,200	56	12,890	36,720	69,560	81	18,600	53,040	100,490
7	3,710	10,550	19,990	32	8,380	23,860	45,200	57	13,000	37,080	70,220	82	18,800	53,550	101,450
8	4,070	11,630	22,030	33	8,450	24,080	45,630	58	13,300	37,900	71,790	83	19,040	54,300	102,900
9	4,350	12,350	23,410	34	8,500	24,220	45,920	59	13,510	38,550	73,060	84	19,260	54,840	103,930
10	4,470	12,730	24,130	35	8,720	24,880	47,130	60	13,770	39,220	74,300	85	19,520	55,620	105,370
11	5,430	15,460	29,270	36	8,790	25,020	47,430	61	13,840	39,450	74,730	86	19,680	56,120	106,320
12	5,540	15,790	29,920	37	8,820	25,130	47,590	62	14,110	40,230	76,240	87	19,970	56,880	107,760
13	5,650	16,130	30,570	38	9,050	25,830	48,940	63	14,390	41,010	77,680	88	20,190	57,580	109,110
14	5,800	16,560	31,340	39	9,110	25,960	49,150	64	14,590	41,610	78,810	89	20,280	57,810	109,530
15	5,800	16,560	31,340	40	9,360	26,680	50,550	65	14,830	42,250	80,030	90	20,580	58,680	111,210
16	7,130	20,320	38,510	41	9,590	27,350	51,830	66	15,090	43,000	81,470	91	20,800	59,290	112,340
17	7,290	20,770	39,370	42	9,790	27,890	52,840	67	15,230	43,420	82,260	92	21,110	60,150	113,980
18	7,290	20,770	39,370	43	10,060	28,670	54,350	68	15,640	44,590	84,480	93	21,300	60,770	115,130
19	7,420	21,160	40,080	44	10,180	29,050	55,060	69	15,710	44,820	84,910	94	21,410	61,040	115,650
20	7,560	21,550	40,800	45	10,470	29,850	56,570	70	16,000	45,590	86,340	95	21,710	61,900	117,300
21	7,710	21,940	41,590	46	10,620	30,230	57,290	71	16,200	46,150	87,430	96	21,900	62,440	118,310
22	7,820	22,300	42,250	47	10,710	30,520	57,840	72	16,420	46,840	88,750	97	22,130	63,050	119,440
23	7,820	22,300	42,250	48	11,020	31,360	59,460	73	16,760	47,780	90,500	98	22,410	63,910	121,060
24	7,910	22,600	42,790	49	11,210	31,970	60,600	74	16,920	48,230	91,350	99	22,520	64,180	121,600
25	7,930	22,660	42,920	50	11,530	32,830	62,240	75	17,080	48,650	92,170	100	22,720	64,750	122,680

別表第2号レ

東京附近等の特定区間における最短経路の大人通勤定期旅客運賃の特定額

(円)

区間	1箇月	3箇月	6箇月	区間	1箇月	3箇月	6箇月
東京・西船橋	9,340	26,650	44,870	浜松町・田浦	23,280	66,330	118,620
上野・成田	27,530	78,480	134,640	浜松町・東逗子	23,280	66,330	118,620
上野・下総松崎	27,530	78,480	134,640	浜松町・逗子	23,280	66,330	118,620
上野・安食	27,480	78,320	134,640	田町・久里浜	27,860	79,410	136,240
上野・小林	25,260	71,980	134,640	田町・衣笠	27,860	79,410	136,240
鶯谷・成田	27,530	78,480	134,640	田町・横須賀	23,280	66,330	118,620
鶯谷・下総松崎	27,530	78,480	134,640	田町・田浦	23,280	66,330	118,620
鶯谷・安食	27,070	77,140	134,640	田町・東逗子	23,280	66,330	118,620
鶯谷・小林	24,790	70,640	133,830	田町・逗子	23,280	66,330	118,620
日暮里・成田	27,530	78,480	134,640	高輪ゲートウェイ・久里浜	27,860	79,410	136,240
日暮里・下総松崎	27,530	78,480	134,640	高輪ゲートウェイ・横須賀	23,280	66,330	118,620
日暮里・安食	26,610	75,850	134,640	高輪ゲートウェイ・田浦	23,280	66,330	118,620
三河島・成田	27,530	78,480	134,640	高輪ゲートウェイ・東逗子	23,280	66,330	118,620
三河島・下総松崎	27,530	78,480	134,640	品川・久里浜	27,860	79,410	136,240
三河島・安食	26,190	74,660	134,640	品川・衣笠	23,300	66,410	118,620
南千住・成田	27,530	78,480	134,640	品川・横須賀	23,280	66,330	118,620
南千住・下総松崎	27,070	77,140	134,640	品川・田浦	23,280	66,330	118,620
南千住・安食	25,260	71,980	134,640	品川・東逗子	23,280	66,330	118,620
北千住・成田	27,530	78,480	134,640	品川・逗子	21,800	62,120	105,790
北千住・下総松崎	26,190	74,660	134,640	品川・横浜	8,670	24,740	41,670
綾瀬・成田	27,480	78,320	134,640	品川・東神奈川	8,670	24,740	41,670
綾瀬・下総松崎	25,260	71,980	134,640	品川・新子安	8,670	24,740	41,670
亀有・成田	26,610	75,850	134,640	大井町・久里浜	27,860	79,410	136,240
亀有・成田	25,660	73,110	134,640	大井町・衣笠	23,300	66,410	118,620
新宿・高尾	17,030	48,540	81,740	大井町・横須賀	23,280	66,330	118,620
新宿・西八王子	17,030	48,540	81,740	大井町・田浦	23,280	66,330	118,620
新宿・八王子	14,690	41,870	70,530	大井町・逗子	21,800	62,120	105,790
新宿・豊田	14,690	41,870	70,530	大井町・横浜	8,670	24,740	41,670
新宿・日野	14,690	41,870	70,530	大井町・東神奈川	8,670	24,740	41,670
新宿・拝島	14,360	40,930	68,930	大井町・新子安	8,670	24,740	41,670
新宿・昭島	14,360	40,930	68,930	大森・衣笠	23,300	66,410	118,620
新宿・中神	14,360	40,930	68,930	大森・横須賀	23,280	66,330	118,620
大久保・高尾	17,030	48,540	81,740	大森・横浜	8,670	24,740	41,670
大久保・西八王子	17,030	48,540	81,740	大森・東神奈川	8,670	24,740	41,670
大久保・八王子	14,690	41,870	70,530	蒲田・衣笠	23,300	66,410	118,620
大久保・豊田	14,690	41,870	70,530	西大井・久里浜	27,860	79,410	136,240
大久保・拝島	14,360	40,930	68,930	西大井・衣笠	23,300	66,410	118,620
大久保・昭島	14,360	40,930	68,930	西大井・横須賀	23,280	66,330	118,620
東中野・高尾	17,030	48,540	81,740	西大井・田浦	23,280	66,330	118,620
東中野・西八王子	17,030	48,540	81,740	西大井・逗子	21,800	62,120	105,790
東中野・八王子	14,690	41,870	70,530	西大井・横浜	8,670	24,740	41,670
東中野・豊田	14,690	41,870	70,530	西大井・東神奈川	8,670	24,740	41,670
東中野・拝島	14,360	40,930	68,930	西大井・新子安	8,670	24,740	41,670
中野・高尾	17,030	48,540	81,740	武蔵小杉・衣笠	23,300	66,410	118,620
中野・西八王子	17,030	48,540	81,740	武蔵小杉・田浦	14,360	40,930	68,930
中野・八王子	14,690	41,870	70,530	武蔵小杉・逗子	10,350	29,510	49,680
高円寺・高尾	17,030	48,540	81,740	武蔵小杉・鎌倉	10,350	29,510	49,680
高円寺・八王子	14,690	41,870	70,530	保土ヶ谷・逗子	10,350	29,510	49,680
阿佐ヶ谷・高尾	17,030	48,540	81,740	保土ヶ谷・岡崎	17,300	49,290	89,710
阿佐ヶ谷・八王子	14,690	41,870	70,530	保土ヶ谷・西岡崎	17,300	49,290	89,710
渋谷・吉祥寺	6,670	19,020	32,060	保土ヶ谷・安城	14,430	41,120	69,260
渋谷・桜木町	14,360	40,930	68,930	保土ヶ谷・三河安城	14,430	41,120	69,260
渋谷・横浜	12,010	34,260	57,700	保土ヶ谷・東刈谷	14,430	41,120	69,260
渋谷・東神奈川	12,010	34,260	57,700	保土ヶ谷・野田新町	14,430	41,120	69,260
渋谷・新子安	12,010	34,260	57,700	保土ヶ谷・尾張一宮	8,860	25,230	42,500
恵比寿・横浜	12,010	34,260	57,700	保土ヶ谷・岐阜	13,620	38,810	67,680
恵比寿・東神奈川	12,010	34,260	57,700	保土ヶ谷・桑名	10,170	28,980	48,790
目黒・横浜	12,010	34,260	57,700	保土ヶ谷・朝日	14,430	41,120	69,260
新橋・久里浜	27,860	79,410	136,240	保土ヶ谷・富田	14,430	41,120	69,260
新橋・衣笠	27,860	79,410	136,240	保土ヶ谷・富田浜	14,430	41,120	69,260
新橋・横須賀	27,860	79,410	136,240	保土ヶ谷・四日市	14,430	41,120	69,260
新橋・田浦	23,300	66,410	118,620	保土ヶ谷・尾頭橋	17,300	49,290	89,710
新橋・東逗子	23,300	66,410	118,620	保土ヶ谷・岡崎	17,300	49,290	89,710
新橋・逗子	23,300	66,410	118,620	保土ヶ谷・安城	14,430	41,120	69,260
浜松町・久里浜	27,860	79,410	136,240	保土ヶ谷・三河安城	14,430	41,120	69,260
浜松町・衣笠	27,860	79,410	136,240	保土ヶ谷・東刈谷	14,430	41,120	69,260
浜松町・横須賀	23,280	66,330	118,620	保土ヶ谷・岐阜	15,170	43,210	81,870
				保土ヶ谷・岡山	17,300	49,290	89,710

(円)

区間	1箇月	3箇月	6箇月	区間	1箇月	3箇月	6箇月	区間	1箇月	3箇月	6箇月
金山・安城	14,430	41,120	69,260	岸辺・元町	20,850	59,460	105,900	京都・JR小倉	9,210	26,250	44,940
金山・三河安城	14,430	41,120	69,260	岸辺・三ノ宮	20,540	58,570	104,540	東福寺・奈良	20,580	58,690	110,880
金山・名古屋	5,380	15,350	26,750	千里丘・神戸	21,540	61,380	105,900	東福寺・新田	9,210	26,250	44,940
金山・尾張一宮	12,280	34,980	59,800	千里丘・元町	21,540	61,380	105,900	東福寺・JR小倉	9,210	26,250	44,940
金山・岐阜	15,170	43,210	81,870	千里丘・三ノ宮	21,170	60,320	104,540	稲荷・新田	9,210	26,250	44,940
熱田・安城	14,430	41,120	69,260	茨木・神戸	21,540	61,380	107,850	塚本・神戸	13,760	39,220	69,010
枇杷島・岐阜	12,790	36,460	61,380	茨木・元町	21,540	61,380	107,850	塚本・元町	12,530	35,720	67,670
八田・富田	14,430	41,120	69,260	茨木・三ノ宮	21,540	61,380	104,540	塚本・三ノ宮	12,530	35,720	67,670
八田・富田浜	14,430	41,120	69,260	茨木・灘	21,170	60,320	104,540	塚本・宝塚	10,230	29,170	55,250
八田・四日市	14,430	41,120	69,260	茨木・摩耶	20,850	59,460	104,540	尼崎・神戸	12,840	36,600	69,010
春田・富田浜	14,430	41,120	69,260	茨木・六甲道	20,540	58,570	104,540	JR難波・奈良	16,840	47,970	90,940
春田・四日市	14,430	41,120	69,260	JR総持寺・神戸	23,020	65,620	117,220	JR難波・郡山	16,840	47,970	90,940
蟹江・四日市	14,430	41,120	69,260	JR総持寺・元町	22,640	64,520	117,220	今宮・奈良	16,840	47,970	90,940
大阪・京都	16,840	47,970	85,320	JR総持寺・三ノ宮	22,640	64,520	117,220	新今宮・奈良	16,840	47,970	90,940
大阪・西大路	16,840	47,970	82,520	摂津富田・神戸	23,020	65,620	117,220	東部市場前・奈良	15,450	44,040	80,150
大阪・桂川	16,840	47,970	80,780	摂津富田・元町	23,020	65,620	117,220	東部市場前・郡山	15,450	44,040	80,150
大阪・向日町	16,840	47,970	80,780	摂津富田・三ノ宮	22,920	65,330	117,220	平野・奈良	15,450	44,040	80,150
大阪・高槻	8,530	24,320	43,730	摂津富田・灘	22,290	63,520	117,220	加美・奈良	15,450	44,040	80,150
大阪・摂津富田	8,530	24,320	43,730	摂津富田・摩耶	21,980	62,700	117,220	久宝寺・奈良	15,450	44,040	80,150
大阪・JR総持寺	8,230	23,460	43,730	高槻・神戸	23,020	65,620	117,220	天王寺・奈良	15,450	44,040	80,150
大阪・神戸	13,760	39,220	69,210	高槻・元町	23,020	65,620	117,220	天王寺・郡山	15,450	44,040	80,150
大阪・元町	12,530	35,720	68,440	高槻・三ノ宮	23,020	65,620	117,220	天王寺・和歌山	26,020	74,160	140,510
大阪・三ノ宮	12,530	35,720	67,670	高槻・灘	23,020	65,620	117,220	天王寺・紀伊中ノ島	26,020	74,160	140,510
大阪・灘	12,530	35,720	67,560	高槻・摩耶	22,920	65,330	117,220	天王寺・六十谷	25,930	73,900	136,390
大阪・摩耶	12,530	35,720	67,560	高槻・六甲道	22,640	64,520	117,220	天王寺・紀伊	25,080	71,450	133,710
大阪・六甲道	12,530	35,720	65,560	山崎・神戸	28,450	81,040	153,560	美章園・和歌山	25,930	73,900	136,390
大阪・宝塚	10,230	29,170	55,250	山崎・元町	28,020	79,900	151,410	美章園・紀伊中ノ島	25,930	73,900	136,390
大阪・中山寺	10,230	29,170	55,250	長岡京・神戸	30,230	86,200	158,400	美章園・六十谷	25,930	73,890	136,390
北新地・神戸	13,760	39,220	69,210	長岡京・元町	29,840	85,060	158,400	美章園・紀伊	24,170	68,930	130,580
北新地・元町	12,530	35,720	68,440	長岡京・三ノ宮	29,320	83,530	158,250	南田辺・和歌山	25,930	73,900	136,390
北新地・三ノ宮	12,530	35,720	67,670	長岡京・灘	28,020	79,900	151,410	南田辺・紀伊中ノ島	25,930	73,900	136,390
北新地・灘	12,530	35,720	67,560	向日町・神戸	31,580	90,050	158,400	南田辺・六十谷	25,490	72,590	136,390
北新地・摩耶	12,530	35,720	67,560	向日町・元町	31,120	88,680	158,400	南田辺・紀伊	23,730	67,610	128,110
北新地・六甲道	12,530	35,720	65,560	向日町・三ノ宮	30,650	87,340	158,400	鶴ヶ丘・和歌山	25,930	73,900	136,390
北新地・宝塚	10,230	29,170	55,250	向日町・灘	29,840	85,060	158,400	鶴ヶ丘・紀伊中ノ島	25,930	73,900	136,390
北新地・中山寺	10,230	29,170	55,250	向日町・摩耶	29,320	83,530	158,250	鶴ヶ丘・六十谷	25,080	71,450	133,710
新福島・神戸	13,760	39,220	69,210	向日町・六甲道	28,910	82,390	156,080	長居・和歌山	25,930	73,900	136,390
新福島・元町	12,530	35,720	68,440	向日町・住吉	28,020	79,900	151,410	長居・紀伊中ノ島	25,930	73,890	136,390
新福島・三ノ宮	12,530	35,720	67,670	桂川・神戸	31,580	90,050	158,400	長居・六十谷	24,560	70,000	132,620
新福島・灘	12,530	35,720	67,560	桂川・元町	31,580	90,010	158,400	我孫子町・和歌山	25,930	73,890	136,390
新福島・摩耶	12,530	35,720	67,560	桂川・三ノ宮	31,580	90,010	158,400	我孫子町・紀伊中ノ島	25,490	72,590	136,390
新福島・六甲道	12,530	35,720	65,560	桂川・灘	30,230	86,200	158,400	我孫子町・六十谷	24,170	68,930	130,580
新福島・宝塚	10,230	29,170	55,250	桂川・摩耶	29,840	85,060	158,400	杉本町・和歌山	25,490	72,590	136,390
新福島・中山寺	10,230	29,170	55,250	桂川・六甲道	29,320	83,530	158,250	杉本町・紀伊中ノ島	25,080	71,450	133,710
海老江・神戸	13,450	38,340	69,010	桂川・住吉	28,450	81,040	153,560	杉本町・六十谷	23,730	67,610	128,110
海老江・元町	12,530	35,720	68,440	西大路・神戸	31,580	90,050	158,400	浅香・和歌山	25,080	71,450	133,710
海老江・三ノ宮	12,530	35,720	67,670	西大路・元町	31,580	90,050	158,400	浅香・紀伊中ノ島	24,560	70,000	132,620
海老江・灘	12,530	35,720	67,560	西大路・三ノ宮	31,580	90,050	158,400	堺市・和歌山	24,560	70,000	132,620
海老江・摩耶	12,530	35,720	67,560	西大路・灘	31,580	90,010	158,400	堺市・紀伊中ノ島	24,170	68,930	130,580
海老江・宝塚	10,230	29,170	55,250	西大路・摩耶	31,120	88,680	158,400	三国ヶ丘・和歌山	24,170	68,930	130,580
海老江・中山寺	10,230	29,170	55,250	西大路・六甲道	30,650	87,340	158,400	百舌鳥・和歌山	23,730	67,610	128,110
御幣島・神戸	13,450	38,340	69,010	西大路・住吉	29,320	83,530	158,250				
御幣島・元町	12,530	35,720	67,900	西大路・摂津本山	28,910	82,390	156,080				
御幣島・三ノ宮	12,530	35,720	67,670	西大路・甲南山手	28,020	79,900	151,410				
御幣島・宝塚	10,230	29,170	55,250	京都・神戸	31,580	90,050	158,400				
加島・神戸	13,450	38,340	69,010	京都・元町	31,580	90,050	158,400				
加島・元町	12,530	35,720	67,670	京都・三ノ宮	31,580	90,050	158,400				
加島・三ノ宮	12,530	35,720	66,530	京都・灘	31,580	90,050	158,400				
新大阪・京都	16,840	47,970	81,650	京都・摩耶	31,580	90,050	158,400				
新大阪・西大路	16,840	47,970	80,780	京都・六甲道	31,580	90,010	158,400				
新大阪・高槻	8,230	23,460	43,730	京都・住吉	30,650	87,340	158,400				
東淀川・京都	16,840	47,970	80,780	京都・摂津本山	29,840	85,060	158,400				
東淀川・西大路	16,840	47,970	80,780	京都・甲南山手	29,320	83,530	158,250				
東淀川・高槻	8,230	23,460	43,730	京都・芦屋	28,450	81,040	153,560				
吹田・京都	16,840	47,970	80,780	京都・奈良	20,580	58,690	110,880				
吹田・神戸	20,540	58,570	105,900	京都・城陽	11,220	31,970	57,780				
岸辺・神戸	21,540	61,380	105,900	京都・新田	9,210	26,250	44,940				

(注) 第140条第1項に規定する区間に該当する場合は、表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

別表第2号レの2

東京附近等の特定区間における最短経路の大人通学定期旅客運賃の特定額

(円)

区間	1箇月	3箇月	6箇月	区間	1箇月	3箇月	6箇月
東京・西船橋	7,040	20,100	38,060	浜松町・田浦	10,820	30,820	58,390
上野・成田	13,180	37,550	71,160	浜松町・東逗子	10,820	30,820	58,390
上野・下総松崎	13,180	37,550	71,160	浜松町・逗子	10,820	30,820	58,390
上野・安食	13,180	37,550	71,160	田町・久里浜	13,150	37,480	71,020
上野・小林	12,630	36,010	68,250	田町・衣笠	13,150	37,480	71,020
鶯谷・成田	13,180	37,550	71,160	田町・横須賀	10,820	30,820	58,390
鶯谷・下総松崎	13,180	37,550	71,160	田町・田浦	10,820	30,820	58,390
鶯谷・安食	13,180	37,550	71,160	田町・東逗子	10,820	30,820	58,390
鶯谷・小林	12,330	35,150	66,600	田町・逗子	10,820	30,820	58,390
日暮里・成田	13,180	37,550	71,160	高輪ゲートウェイ・久里浜	13,150	37,480	71,020
日暮里・下総松崎	13,180	37,550	71,160	高輪ゲートウェイ・横須賀	10,820	30,820	58,390
日暮里・安食	13,180	37,550	71,160	高輪ゲートウェイ・田浦	10,820	30,820	58,390
三河島・成田	13,180	37,550	71,160	高輪ゲートウェイ・東逗子	10,820	30,820	58,390
三河島・下総松崎	13,180	37,550	71,160	品川・久里浜	13,150	37,480	71,020
三河島・安食	13,010	37,080	70,290	品川・衣笠	10,980	31,290	59,280
南千住・成田	13,180	37,550	71,160	品川・横須賀	10,820	30,820	58,390
南千住・下総松崎	13,180	37,550	71,160	品川・田浦	10,820	30,820	58,390
南千住・安食	12,630	36,010	68,250	品川・東逗子	10,820	30,820	58,390
北千住・成田	13,180	37,550	71,160	品川・逗子	9,880	28,150	53,360
北千住・下総松崎	13,010	37,080	70,290	品川・横浜	6,040	17,200	32,590
綾瀬・成田	13,180	37,550	71,160	品川・東神奈川	6,040	17,200	32,590
綾瀬・下総松崎	12,630	36,010	68,250	品川・新子安	6,040	17,200	32,590
亀有・成田	13,180	37,550	71,160	大井町・久里浜	13,150	37,480	71,020
亀有・成田	12,820	36,560	69,270	大井町・衣笠	10,980	31,290	59,280
新宿・高尾	7,650	21,820	41,320	大井町・横須賀	10,820	30,820	58,390
新宿・西八王子	7,650	21,820	41,320	大井町・田浦	10,820	30,820	58,390
新宿・八王子	7,190	20,460	38,780	大井町・逗子	9,880	28,150	53,360
新宿・豊田	7,190	20,460	38,780	大井町・横浜	6,040	17,200	32,590
新宿・日野	7,190	20,460	38,780	大井町・東神奈川	6,040	17,200	32,590
新宿・拝島	7,800	22,260	42,160	大井町・新子安	6,040	17,200	32,590
新宿・昭島	7,800	22,260	42,160	大森・衣笠	10,980	31,290	59,280
新宿・中神	7,800	22,260	42,160	大森・横須賀	10,820	30,820	58,390
大久保・高尾	7,650	21,820	41,320	大森・横浜	6,040	17,200	32,590
大久保・西八王子	7,650	21,820	41,320	大森・東神奈川	6,040	17,200	32,590
大久保・八王子	7,190	20,460	38,780	蒲田・衣笠	10,980	31,290	59,280
大久保・豊田	7,190	20,460	38,780	西大井・久里浜	13,150	37,480	71,020
大久保・拝島	7,800	22,260	42,160	西大井・衣笠	10,980	31,290	59,280
大久保・昭島	7,800	22,260	42,160	西大井・横須賀	10,820	30,820	58,390
東中野・高尾	7,650	21,820	41,320	西大井・田浦	10,820	30,820	58,390
東中野・西八王子	7,650	21,820	41,320	西大井・逗子	9,880	28,150	53,360
東中野・八王子	7,190	20,460	38,780	西大井・横浜	6,040	17,200	32,590
東中野・豊田	7,190	20,460	38,780	西大井・東神奈川	6,040	17,200	32,590
東中野・拝島	7,800	22,260	42,160	西大井・新子安	6,040	17,200	32,590
中野・高尾	7,650	21,820	41,320	武蔵小杉・衣笠	10,980	31,290	59,280
中野・西八王子	7,650	21,820	41,320	横浜・田浦	7,800	22,260	42,160
中野・八王子	7,190	20,460	38,780	横浜・逗子	6,520	18,590	35,210
高円寺・高尾	7,650	21,820	41,320	横浜・鎌倉	6,520	18,590	35,210
高円寺・八王子	7,190	20,460	38,780	保土ヶ谷・逗子	6,520	18,590	35,210
阿佐ヶ谷・高尾	7,650	21,820	41,320	名古屋・岡崎	7,760	22,120	41,920
阿佐ヶ谷・八王子	7,190	20,460	38,780	名古屋・西岡崎	7,760	22,120	41,920
渋谷・吉祥寺	5,490	15,660	29,640	名古屋・安城	6,920	19,730	37,370
渋谷・桜木町	7,800	22,260	42,160	名古屋・三河安城	6,920	19,730	37,370
渋谷・横浜	7,580	21,590	40,910	名古屋・東刈谷	6,920	19,730	37,370
渋谷・東神奈川	7,580	21,590	40,910	名古屋・野田新町	6,920	19,730	37,370
渋谷・新子安	7,580	21,590	40,910	名古屋・尾張一宮	6,530	18,610	35,240
恵比寿・横浜	7,580	21,590	40,910	名古屋・岐阜	7,770	22,160	41,980
恵比寿・東神奈川	7,580	21,590	40,910	名古屋・桑名	6,470	18,430	34,890
目黒・横浜	7,580	21,590	40,910	名古屋・朝日	7,150	20,370	38,610
新橋・久里浜	13,150	37,480	71,020	名古屋・富田	7,150	20,370	38,610
新橋・衣笠	13,150	37,480	71,020	名古屋・富田浜	7,150	20,370	38,610
新橋・横須賀	13,150	37,480	71,020	名古屋・四日市	7,150	20,370	38,610
新橋・田浦	10,980	31,290	59,280	尾頭橋・岡崎	7,760	22,120	41,920
新橋・東逗子	10,980	31,290	59,280	尾頭橋・安城	6,920	19,730	37,370
新橋・逗子	10,980	31,290	59,280	尾頭橋・三河安城	6,920	19,730	37,370
浜松町・久里浜	13,150	37,480	71,020	尾頭橋・東刈谷	6,920	19,730	37,370
浜松町・衣笠	13,150	37,480	71,020	尾頭橋・岐阜	8,110	23,100	43,780
浜松町・横須賀	10,820	30,820	58,390	金山・岡崎	7,760	22,120	41,920

(円)

区間	1箇月	3箇月	6箇月	区間	1箇月	3箇月	6箇月	区間	1箇月	3箇月	6箇月
金山・安城	6,920	19,730	37,370	岸辺・元町	9,790	27,890	52,840	京都・JR小倉	6,680	19,060	36,130
金山・三河安城	6,920	19,730	37,370	岸辺・三ノ宮	9,590	27,350	51,830	東福寺・奈良	9,650	27,530	52,150
金山・名古屋	2,810	8,020	15,180	千里丘・神戸	9,900	28,210	53,460	東福寺・新田	6,680	19,060	36,130
金山・尾張一宮	7,030	20,030	37,930	千里丘・元町	9,900	28,210	53,460	東福寺・JR小倉	6,680	19,060	36,130
金山・岐阜	8,110	23,100	43,780	千里丘・三ノ宮	9,900	28,210	53,460	稲荷・新田	6,680	19,060	36,130
熱田・安城	6,920	19,730	37,370	茨木・神戸	9,900	28,210	53,460	塚本・神戸	6,910	19,690	37,310
枇杷島・岐阜	7,050	20,110	38,070	茨木・元町	9,900	28,210	53,460	塚本・元町	6,910	19,690	37,310
八田・富田	7,150	20,370	38,610	茨木・三ノ宮	9,900	28,210	53,460	塚本・三ノ宮	6,910	19,690	37,310
八田・富田浜	7,150	20,370	38,610	茨木・灘	9,900	28,210	53,460	塚本・宝塚	6,530	18,620	35,280
八田・四日市	7,150	20,370	38,610	茨木・摩耶	9,790	27,890	52,840	尼崎・神戸	6,910	19,690	37,310
春田・富田浜	7,150	20,370	38,610	茨木・六甲道	9,590	27,350	51,830	JR難波・奈良	7,660	21,860	41,400
春田・四日市	7,150	20,370	38,610	JR総持寺・神戸	11,000	31,360	59,400	JR難波・郡山	7,660	21,860	41,400
蟹江・四日市	7,150	20,370	38,610	JR総持寺・元町	11,000	31,360	59,400	今宮・奈良	7,660	21,860	41,400
大阪・京都	7,660	21,860	41,400	JR総持寺・三ノ宮	11,000	31,360	59,400	新今宮・奈良	7,660	21,860	41,400
大阪・西大路	7,660	21,860	41,400	摂津富田・神戸	11,000	31,360	59,400	東部市場前・奈良	7,200	20,500	38,860
大阪・桂川	7,660	21,860	41,400	摂津富田・元町	11,000	31,360	59,400	東部市場前・郡山	7,200	20,500	38,860
大阪・向日町	7,660	21,860	41,400	摂津富田・三ノ宮	11,000	31,360	59,400	平野・奈良	7,200	20,500	38,860
大阪・高槻	6,060	17,240	32,660	摂津富田・灘	10,710	30,520	57,840	加美・奈良	7,200	20,500	38,860
大阪・摂津富田	6,060	17,240	32,660	摂津富田・摩耶	10,620	30,230	57,290	久宝寺・奈良	7,200	20,500	38,860
大阪・JR総持寺	6,060	17,240	32,660	高槻・神戸	11,000	31,360	59,400	天王寺・奈良	7,200	20,500	38,860
大阪・神戸	6,910	19,690	37,310	高槻・元町	11,000	31,360	59,400	天王寺・郡山	7,200	20,500	38,860
大阪・元町	6,910	19,690	37,310	高槻・三ノ宮	11,000	31,360	59,400	天王寺・和歌山	12,410	35,350	67,010
大阪・三ノ宮	6,910	19,690	37,310	高槻・灘	11,000	31,360	59,400	天王寺・紀伊中ノ島	12,410	35,350	67,010
大阪・灘	6,910	19,690	37,310	高槻・摩耶	11,000	31,360	59,400	天王寺・六十谷	12,410	35,350	67,010
大阪・摩耶	6,910	19,690	37,310	高槻・六甲道	11,000	31,360	59,400	天王寺・紀伊	12,350	35,220	66,750
大阪・六甲道	6,910	19,690	37,310	山崎・神戸	14,110	40,230	76,240	美章園・和歌山	12,410	35,350	67,010
大阪・宝塚	6,530	18,620	35,280	山崎・元町	13,840	39,450	74,730	美章園・紀伊中ノ島	12,410	35,350	67,010
大阪・中山寺	6,530	18,620	35,280	長岡京・神戸	15,090	43,000	81,470	美章園・六十谷	12,410	35,350	67,010
北新地・神戸	6,910	19,690	37,310	長岡京・元町	14,830	42,250	80,030	美章園・紀伊	12,000	34,200	64,790
北新地・元町	6,910	19,690	37,310	長岡京・三ノ宮	14,590	41,610	78,810	南田辺・和歌山	12,410	35,350	67,010
北新地・三ノ宮	6,910	19,690	37,310	長岡京・灘	13,840	39,450	74,730	南田辺・紀伊中ノ島	12,410	35,350	67,010
北新地・灘	6,910	19,690	37,310	向日町・神戸	15,160	43,240	81,900	南田辺・六十谷	12,410	35,350	67,010
北新地・摩耶	6,910	19,690	37,310	向日町・元町	15,160	43,240	81,900	南田辺・紀伊	11,720	33,390	63,250
北新地・六甲道	6,910	19,690	37,310	向日町・三ノ宮	15,160	43,240	81,900	鶴ヶ丘・和歌山	12,410	35,350	67,010
北新地・宝塚	6,530	18,620	35,280	向日町・灘	14,830	42,250	80,030	鶴ヶ丘・紀伊中ノ島	12,410	35,350	67,010
北新地・中山寺	6,530	18,620	35,280	向日町・摩耶	14,590	41,610	78,810	鶴ヶ丘・六十谷	12,350	35,220	66,750
新福島・神戸	6,910	19,690	37,310	向日町・六甲道	14,390	41,010	77,680	長居・和歌山	12,410	35,350	67,010
新福島・元町	6,910	19,690	37,310	向日町・住吉	13,840	39,450	74,730	長居・紀伊中ノ島	12,410	35,350	67,010
新福島・三ノ宮	6,910	19,690	37,310	桂川・神戸	15,160	43,240	81,900	長居・六十谷	12,190	34,710	65,770
新福島・灘	6,910	19,690	37,310	桂川・元町	15,160	43,240	81,900	我孫子町・和歌山	12,410	35,350	67,010
新福島・摩耶	6,910	19,690	37,310	桂川・三ノ宮	15,160	43,240	81,900	我孫子町・紀伊中ノ島	12,410	35,350	67,010
新福島・六甲道	6,910	19,690	37,310	桂川・灘	15,090	43,000	81,470	我孫子町・六十谷	12,000	34,200	64,790
新福島・宝塚	6,530	18,620	35,280	桂川・摩耶	14,830	42,250	80,030	杉本町・和歌山	12,410	35,350	67,010
新福島・中山寺	6,530	18,620	35,280	桂川・六甲道	14,590	41,610	78,810	杉本町・紀伊中ノ島	12,350	35,220	66,750
海老江・神戸	6,910	19,690	37,310	桂川・住吉	14,110	40,230	76,240	杉本町・六十谷	11,720	33,390	63,250
海老江・元町	6,910	19,690	37,310	西大路・神戸	15,160	43,240	81,900	浅香・和歌山	12,350	35,220	66,750
海老江・三ノ宮	6,910	19,690	37,310	西大路・元町	15,160	43,240	81,900	浅香・紀伊中ノ島	12,190	34,710	65,770
海老江・灘	6,910	19,690	37,310	西大路・三ノ宮	15,160	43,240	81,900	堺市・和歌山	12,190	34,710	65,770
海老江・摩耶	6,910	19,690	37,310	西大路・灘	15,160	43,240	81,900	堺市・紀伊中ノ島	12,000	34,200	64,790
海老江・宝塚	6,530	18,620	35,280	西大路・摩耶	15,160	43,240	81,900	三国ヶ丘・和歌山	12,000	34,200	64,790
海老江・中山寺	6,530	18,620	35,280	西大路・六甲道	15,160	43,240	81,900	百舌鳥・和歌山	11,720	33,390	63,250
御幣島・神戸	6,910	19,690	37,310	西大路・住吉	14,590	41,610	78,810				
御幣島・元町	6,910	19,690	37,310	西大路・摂津本山	14,390	41,010	77,680				
御幣島・三ノ宮	6,910	19,690	37,310	西大路・甲南山手	13,840	39,450	74,730				
御幣島・宝塚	6,530	18,620	35,280	京都・神戸	15,160	43,240	81,900				
加島・神戸	6,910	19,690	37,310	京都・元町	15,160	43,240	81,900				
加島・元町	6,910	19,690	37,310	京都・三ノ宮	15,160	43,240	81,900				
加島・三ノ宮	6,910	19,690	37,310	京都・灘	15,160	43,240	81,900				
新大阪・京都	7,660	21,860	41,400	京都・摩耶	15,160	43,240	81,900				
新大阪・西大路	7,660	21,860	41,400	京都・六甲道	15,160	43,240	81,900				
新大阪・高槻	6,060	17,240	32,660	京都・住吉	15,160	43,240	81,900				
東淀川・京都	7,660	21,860	41,400	京都・摂津本山	14,830	42,250	80,030				
東淀川・西大路	7,660	21,860	41,400	京都・甲南山手	14,590	41,610	78,810				
東淀川・高槻	6,060	17,240	32,660	京都・芦屋	14,110	40,230	76,240				
吹田・京都	7,660	21,860	41,400	京都・奈良	9,650	27,530	52,150				
吹田・神戸	9,590	27,350	51,830	京都・城陽	6,940	19,780	37,480				
岸辺・神戸	9,900	28,210	53,460	京都・新田	6,680	19,060	36,130				

別表第2号ツ

新幹線指定席特急料金

(円)

駅名	東京	品川	新横浜	小田原	熱海	三島	新富士	静岡	掛川	浜松	豊橋	三河 安城	名古屋	岐阜 羽島	米原	京都	新大阪	新神戸	西明石	姫路	相生	岡山	新倉敷	福山	新尾道	三原	東広島	広島	新岩国	徳山	新山口	厚狭	新下関	小倉		
品川	2,290																																			
新横浜	2,290	2,290																																		
小田原	2,290	2,290	2,290																																	
熱海	2,290	2,290	2,290	2,290																																
三島	2,290	2,290	2,290	2,290	2,290																															
新富士	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290	2,290																														
静岡	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290	2,290	2,290																													
掛川	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290																												
浜松	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290																											
豊橋	3,930	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290																										
三河安城	4,710	4,710	4,710	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290																									
名古屋	4,710	4,710	4,710	3,930	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290																								
岐阜羽島	4,710	4,710	4,710	3,930	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290																								
米原	5,150	5,150	5,150	4,710	4,710	4,710	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290																						
京都	5,490	5,490	5,150	5,150	5,150	4,710	4,710	4,710	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	3,060	2,290																					
新大阪	5,490	5,490	5,490	5,150	5,150	5,150	4,710	4,710	4,700	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	2,290																					
新神戸	5,490	5,490	5,490	5,490	5,150	5,150	5,150	4,700	4,700	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	2,290	2,290																				
西明石	5,920	5,920	5,490	5,490	5,490	5,150	5,150	4,700	4,700	4,700	3,930	3,930	3,930	3,060	2,290	2,290	2,290																			
姫路	5,920	5,920	5,920	5,490	5,490	5,490	5,150	5,150	4,700	4,700	3,930	3,930	3,060	3,060	2,290	2,290	2,290	2,290																		
相生	5,920	5,920	5,920	5,490	5,490	5,490	5,490	5,150	5,150	4,700	4,700	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	2,290	2,290	2,290																	
岡山	6,460	6,460	6,460	5,920	5,920	5,920	5,490	5,490	5,490	5,150	5,150	4,700	4,700	4,700	3,930	3,930	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290															
新倉敷	6,460	6,460	6,460	5,920	5,920	5,920	5,490	5,490	5,490	5,150	5,150	4,700	4,700	4,700	3,930	3,930	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290															
福山	6,460	6,460	6,460	6,460	5,920	5,920	5,920	5,490	5,490	5,150	5,150	5,150	4,700	4,700	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290														
新尾道	7,030	7,030	6,460	6,460	6,460	5,920	5,920	5,490	5,490	5,490	5,150	5,150	5,150	4,700	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290	2,290													
三原	7,030	7,030	6,460	6,460	6,460	6,460	5,920	5,920	5,490	5,490	5,490	5,150	5,150	5,150	4,700	4,700	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	2,290	2,290	2,290	2,290											
東広島	7,030	7,030	7,030	6,460	6,460	6,460	6,460	5,920	5,920	5,920	5,490	5,490	5,150	5,150	4,700	4,700	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290	2,290	2,290										
広島	7,030	7,030	7,030	7,030	6,460	6,460	6,460	6,460	5,920	5,920	5,490	5,490	5,150	5,150	4,700	4,700	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290	2,290	2,290										
新岩国	7,570	7,570	7,570	7,030	7,030	7,030	6,460	6,460	6,460	5,920	5,920	5,490	5,490	5,490	5,150	5,150	4,700	4,700	4,700	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290								
徳山	7,570	7,570	7,570	7,030	7,030	7,030	7,030	6,460	6,460	5,920	5,920	5,920	5,490	5,490	5,150	5,150	4,700	4,700	4,700	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	3,060	3,060	2,290	2,290								
新山口	8,130	8,130	7,570	7,030	7,570	7,570	7,030	7,030	7,030	6,460	6,460	5,920	5,920	5,920	5,490	5,490	5,150	5,150	5,150	4,700	4,700	4,700	4,700	3,930	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	2,290	2,290					
厚狭	8,130	8,130	8,130	7,570	7,570	7,570	7,570	7,030	7,030	7,030	6,460	6,460	5,920	5,920	5,490	5,490	5,150	5,150	5,150	4,700	4,700	4,700	4,700	3,930	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	2,290	2,290					
新下関	8,130	8,130	8,130	8,130	7,570	7,570	7,570	7,030	7,030	7,030	6,460	6,460	5,920	5,920	5,490	5,490	5,150	5,150	5,150	4,700	4,700	4,700	4,700	3,930	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	2,290	2,290					
小倉	8,670	8,670	8,130	8,130	8,130	7,570	7,570	7,570	7,030	7,030	7,030	6,460	6,460	6,460	5,920	5,490	5,490	5,490	5,150	5,150	5,150	4,700	4,700	4,700	3,930	3,930	3,930	3,930	3,060	3,060	2,290	2,290	2,290			
博多	8,670	8,670	8,670	8,130	8,130	8,130	8,130	7,570	7,570	7,570	7,030	7,030	7,030	6,460	6,460	5,920	5,490	5,490	5,490	5,150	5,150	5,150	4,700	4,700	4,700	4,700	3,930	3,930	3,060	3,060	2,290	2,290	2,290			

(注)S WorkPシートに対しては上記金額に2,000円を加算した額を新幹線指定席特急料金として適用する。

別表第2号ネ

新幹線指定席特急料金

(円)

駅名	東京	品川	新横浜	名古屋	京都	新大阪	新神戸	西明石	姫路	岡山	福山	広島	徳山	新山口	小倉
品川	2,500														
新横浜	2,500	2,500													
名古屋	4,920	4,920	4,920												
京都	5,810	5,810	5,470	3,270											
新大阪	5,810	5,810	5,810	3,270	2,500										
新神戸	6,030	6,030	6,030	4,360	2,720	2,610									
西明石	6,560	6,560	6,130	4,460	2,720	2,610	2,610								
姫路	6,560	6,560	6,560	4,460	3,490	2,610	2,610								
岡山	7,100	7,100	7,100	5,230	4,360	3,380	3,380	3,380	2,610						
福山	7,310	7,310	7,310	5,890	4,570	4,460	4,460	3,380	3,380	2,610					
広島	7,880	7,880	7,880	6,230	5,340	5,230	4,460	4,460	3,380	3,380					
徳山	8,630	8,630	8,630	6,870	6,000	5,890	5,230	5,230	4,460	3,380	2,610				
新山口	9,190	9,190	8,630	6,870	6,340	5,890	5,890	5,230	4,460	4,460	3,380	2,610			
小倉	9,730	9,730	9,190	7,410	6,340	6,230	6,230	5,890	5,230	5,230	4,460	3,380	2,610		
博多	9,730	9,730	9,730	7,980	6,770	6,230	6,230	6,230	5,890	5,230	4,460	3,380	3,380	2,610	

(注)S WorkPシートに対しては上記金額に2,000円を加算した額を新幹線指定席特急料金として適用する。

別表第2号ウ

新幹線指定席特急料金

(円)

駅名	博多	新島栖	久留米	筑後 船小屋	新 大牟田	新玉名	熊本	新八代	新水俣	出水	川内
新島栖	1,920										
久留米	1,920	1,920									
筑後船小屋	1,920	1,920	1,920								
新大牟田	2,540	1,920	1,920	1,920							
新玉名	2,540	2,540	2,540	1,920	1,920						
熊本	3,420	2,540	2,540	2,540	1,920	1,920					
新八代	3,420	3,420	3,420	2,540	2,540	2,540	1,920				
新水俣	4,230	4,230	4,230	3,420	3,420	3,420	2,540	1,920			
出水	4,960	4,230	4,230	4,230	3,420	3,420	2,540	1,920			
川内	4,960	4,960	4,960	4,230	4,230	4,230	3,420	2,540	1,920	1,920	
鹿児島中央	5,680	5,680	5,680	4,960	4,960	4,230	4,230	3,420	2,540	2,540	1,920

別表第4号

危険品

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性の物	火薬類	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造とも重量が1キログラム以内のもの
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬		
				過塩素酸塩を主とする火薬		
			爆薬	雷こう、その他の起爆薬	—	
				硝安爆薬	—	
				塩素酸カリ爆薬	—	
				カーリット	—	
				その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬	—	
				硝酸エステル	—	
				ダイナマイト類	—	
			ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	—		
			火工品	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				実包	銃用実包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内（競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては800個以内）のもの
				空包	銃用空包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの
				信管	—	—
				火管	—	—
				導爆線	—	—
				雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				火薬又は爆薬を装てんした弾丸類	—	—
				星火を発する榴弾	—	—
				救命索発射器用ロケット	—	—
				煙火	—	—
				がん具煙火	がん具煙火（おもちゃ花火、発炎筒*）、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品	容器・荷造とも重量が1キログラム以内のもの
				競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）		
				導火線	導火線又は電気導火線	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
				電気導火線		
			その他の火工品	—	—	
			その他	その他、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）で定める火薬類	—	—

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性の物	その他爆発性の物	—	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠*	容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
			—	ニトロセルローズ	ラッカー Sprey*	
			—	過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬*	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
			—	ジニトロベンゼン		—
			—	ジニトロナフタリン		—
			—	ジニトロトルエン		—
			—	ジニトロフェノール		—
			—	ニトログリコール		—
			—	トリニトロベンゼン		—
			—	トリニトロトルエン		—
			—	ピクリン酸		—
			—	過酢酸		—
			—	メチルエチルケトン過酸化物		—
			—	アジ化ナトリウム		—
—	その他、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)における危険物「1.爆発性の物」に該当する品目		—			
2	発火性の物	マッチ	—	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
			—	硫化リンマッチ		—
			—	黄リンマッチ		—
		その他発火性の物	—	セルロイド類	ペン、眼鏡*	実重量が300グラム以内のもの
			—	金属カリウム		—
			—	金属リチウム		—
			—	金属ナトリウム(金属ソーダ)		—
			—	カリウムアマルガム		—
			—	ナトリウムアマルガム		—
			—	マグネシウム(粉状箔状又はひも状のものに限る。)		—
			—	アルミニウム粉		—
			—	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉		—
			—	黄リン		—
			—	硫化リン		—
			—	赤りん		—
			—	リン化石灰		—
			—	リン化カルシウム		—
			—	ハイドロサルファイト(亜二チオン酸ナトリウム)		—
			—	カーバイド(炭化カルシウム)		—
—	その他の発火性の物及び製品	油紙(刃物用包装紙等)*	容器・荷造とも重量が5キログラム以内のもの			
3	引火性の物	可燃性液体	—	メタノール(メチルアルコール又は木精)	消毒用アルコール*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
			—	アセトン	ネイルリムーバー*	
			—	コロジオン	水絆創膏、角質軟化剤*	
			—	ブタノール(ブチルアルコール)	希釈用アルコール*	
			—	松根油	絵具用溶剤*	
			—	テレピン油(松精油)	絵具用溶剤*	
			—	エタノール	消毒用エタノール、除菌スプレー*	

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品			
					物品	重量、数量等		
3	引火性の物	可燃性液体	—	酢酸	食用酢酸、掃除用酢酸、農業用酢酸*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの		
			—	鉱油原油	皮膚の保護剤、保湿剤、化粧品(ローション、クリーム等)*			
			—	アルコール(変性アルコールを含む。)	酒類*			
			—	揮発油	—	—		
			—	ソルベントナフタ	—	—		
			—	コールタール軽油	—	—		
			—	ベンゼン(ベンゾール)	—	—		
			—	トルエン(トルオール)	—	—		
			—	キシレン(キシロール又はザイロール)	—	—		
			—	二硫化炭素	—	—		
			—	酢酸ビニルモノマ	—	—		
			—	エーテル	—	—		
			—	クロロシラン	—	—		
			—	アセトアルデヒド	—	—		
			—	パラアルデヒド	—	—		
			—	ジエチルアルミニウム	—	—		
			—	モノメチルアミン	—	—		
			—	トリメチルアミンの水溶液	—	—		
			—	ジメチルアミン	—	—		
			—	ピリジン	—	—		
			—	酢酸アルミ	—	—		
			—	酢酸エチル	—	—		
			—	酢酸メチル	—	—		
			—	義酸エチル	—	—		
			—	プロピルアルコール	—	—		
			—	ビニルメチルエーテル	—	—		
			—	臭化エチル(エチルブロマイド)	—	—		
			—	酢酸ブチル	—	—		
			—	フーゼル油	—	—		
			—	灯油(石油)	—	—		
			—	軽油(ガス油)	—	—		
			—	重油(バンカー油、ディーゼル重油)	—	—		
			—	ガソリン	—	—		
			—	ニトロベンゼン(ニトロベンゾール)	—	—		
			—	ニトロトルエン(ニトロトルオール)	—	—		
			—	エチルエーテル	—	—		
			—	酸化プロピレン	—	—		
			—	ノルマルヘキサン	—	—		
			—	エチレンオキシド	—	—		
			—	酢酸ノルマルペンチル	—	—		
			—	イソペンチルアルコール	—	—		
			—	メチルエチルケトン	—	—		
			—	その他	—	その他の引火性の物及びその製品	ペンキ*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性のガス	高圧ガス	圧縮ガス	酸素ガス	酸素ボンベ、酸素缶*	医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの
				炭酸ガス（二酸化炭素）	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
					炭酸ガスカートリッジ*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
				天然ガス	プロパンガス*	
				水素ガス	水素ガス吸入器*	
				窒素ガス	窒素ガスボンベ*	
				オゾン	オゾン発生器*	
				ヘリウム	ヘリウムガス*	
				ネオンガス	ネオン管*	
				アセチレンガス	—	
				硫化水素ガス	—	
				一酸化炭素ガス	—	
				石炭ガス	—	
				水性ガス	—	
				空気ガス	—	
				アンモニアガス	—	
				塩素ガス	—	
				亜酸化窒素ガス（笑気ガス）	—	
			ホスゲンガス	—		
			アルゴン	—		
			エタン	—		
			エチレン	—		
			メタン	—		
			その他の圧縮ガス及びその製品	—		
			液化ガス	液体炭酸	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
				液化プロパン	プロパンガス*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
				フレオン-12	エアゾール噴射剤、エアコンガス*	
				フレオン-22	エアゾール噴射剤、エアコンガス*	
				ブタン	ライター、カセットガスボンベ*	
				液体空気	—	
				液体窒素	—	
				液体酸素	—	
液体アンモニア	—					
液体塩素	—					
液体亜硫酸	—					
液化シアン化水素（液体青酸）	—					
塩化エチル	—					
塩化メチル（メチルクロライド）	—					
液化酸化エチレン	—					
塩化ビニルモノマ	—					

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性のガス	高圧ガス	液化ガス	液体メタン	—	
				その他の液化ガス及びその製品	—	
5	酸化性の物	塩素酸塩類	—	塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）	—	
			—	塩素酸カリウム	—	
			—	塩素酸バリウム（塩酸バリウム）	—	
			—	塩素酸カルシウム	—	
			—	塩素酸ストロンチウム	—	
			—	塩素酸アンモニウム	—	
			—	その他の塩素酸塩類	—	
		過塩素酸塩類	—	過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）	—	
			—	過塩素酸カリウム	—	
			—	過塩素酸ナトリウム	—	
		過酸化物	—	その他の過塩素酸塩類	—	
			—	過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）	—	
			—	過酸化カルシウム	—	
			—	過酸化マグネシウム	—	
			—	過酸化バリウム	—	
			—	過酸化亜鉛	—	
			—	過酸化カリウム	—	
		硝酸塩類	—	その他の無機過酸化物	—	
			—	硝石（硝酸カリウム）	肥料*	容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
			—	硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝安）	—	
			—	硝酸ナトリウム	—	
		亜塩素酸塩類	—	その他の硝酸塩類	—	
			—	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
		次亜塩素酸塩類	—	その他の亜塩素酸塩類	—	
			—	晒粉（次亜塩素酸カルシウム）	—	
		その他酸化性の物	—	その他の次亜塩素酸塩類	—	
			—	過硫酸アンモニウム	—	
			—	過硫酸カリウム	—	
			—	過硫酸ナトリウム	—	
			—	三酸化クローム（無水クロム酸）	—	
		—	その他の酸化性の物及び製品	—		
		6	放射性の物	放射性物質等	—	放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及びこれらに汚染されたもの
7	その他危険物	毒物・劇物	—	硫酸	バッテリー液*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	塩酸	トイレ用強力洗浄剤*	
			—	硝酸	—	
			—	塩化スルホン酸（塩化スルフリルを含む。）	—	
			—	沸化水素酸	—	
			—	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）	—	

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
7	その他危険物	毒物・劇物	—	フェロシリコン	—	—
			—	塩化硫黄	—	—
			—	クロルピクリン	—	—
			—	四エチル鉛	—	—
			—	クロロホルム	—	—
			—	臭素（ブロム）	—	—
			—	ホルマリン	—	—
			—	その他、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で指定されている毒物及び劇物	—	—
		—	その他、毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品（薬液を入れた鉛蓄電池など）	バッテリー*	薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの	
		農薬	—	硫黄剤	農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受ける農薬	拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のもの
			—	除虫菊剤		
			—	燐剤		
			—	DN剤		
			—	燻蒸剤		
			—	殺鼠剤		
			—	除草剤		
			—	展着剤		
			—	銅剤		
			—	水銀剤		
			—	ホルマリン剤		
			—	ジネブ剤		
			—	石灰剤		
			—	砒素剤		
			—	ニコチン剤		
		—	ゲリス剤			
		—	BHC剤			
		—	DDT剤			
		—	鉍油剤			
		—	その他、農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けるもの			
		その他危険物	—	生石灰（酸化カルシウム）	乾燥剤*	破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のもの
			—	塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）	催涙スプレー*	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
			—	低温焼成ドロマイト	—	—
			—	塩化リン	—	—
—	臭化ベンジル		—	—		
—	四塩化チタン		—	—		

(注1) 「適用除外の物品」欄中「物品」欄に*印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。

(注2) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。